

公益財団法人静岡県文化財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人静岡県文化財団という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、各種の文化及び芸術の振興を図る事業並びに国内外との交流を図る事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって県民生活の向上と活力ある郷土づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 文化及び芸術の振興を図る事業
- (2) 文化及び芸術の振興並びに国内外との交流により地域の振興に寄与するための施設の運営に関する事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の種類別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 この法人の事業の遂行上、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき若しくは基本財産から除外しようとするとき又は担保に提供するときには、理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員には、その職務執行の対価として、1 日当たり 10,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 評議員には、評議員会において別に定める費用の支給の基準に従い、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 2 節 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集するには、会議の目的である事項、内容、日時及び場所を示した書面により、少なくとも 1 週間前までに各評議員に対して通知しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、当該評議員会において、出席した評議員の中から互選により選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。この場合において、評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第 11 条又は第 12 条又は第 24 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案に対し議決に加わることできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 4 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員の設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 12 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 一般社団・財団法人法第 65 条第 1 項に規定する者は、理事又は監事となることができない。

4 理事及び監事には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号に規定する者が含まれてはならない。

5 理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、複数名の場合は理事会において別に定める担任事項に基づき、この法人の業務を執行する。また、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐するとともに、理事会の決議に基づきこの法人の業

務を分担執行する。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事はいつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第30条 理事及び監事には、その職務執行の対価として、報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程による。

(役員の損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団・財団法人法第198条において準用する同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償責任について、同法第114条に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により損害賠償責任額から同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、法令又はこの定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会で定めるもの以外の規程等の制定、変更及び廃止
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 前2号のほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 事務局長の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及びこの定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制をいう。）の整備
- (6) 第31条に定める理事又は監事の損害賠償責任の一部免除

(開催)

第34条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対して、理事会の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事が必要と認めて、理事長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 5 号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 4 号の請求があったときは、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の開催日とする理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるときは他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第 5 章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(合併等)

第42条 この法人は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第43条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、地方公共団体に贈与するものとする。

第6章 情報公開及び個人情報の保護等

(情報公開)

第46条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

第47条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に

掲載する方法による。

第7章 事務局等

(事務局)

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の決議に基づき任免する。
- 4 その他の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第50条 事務局には、第8条第2項及び第9条第3項の規定により定める書類のほか、法令で定める帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類の閲覧については、法令に定めるところによるほか第46条第2項の規定により理事長が別に定めるところによる。

第8章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は、松井 純とする。
- 4 この法人の最初の副理事長は、鈴木壽美子、田村孝子とする。
- 5 この法人の最初の専務理事は、松浦孝治とする。

附 則

この定款は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 29 年に開催される定時評議員会の日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3 年度に開催される定時評議員会の日から施行する。

役員名簿

(1) 理事会（理事（11人）・監事（2人））

役 職	氏 名
理事長	中西 勝則
副理事長	加藤 種男
専務理事	落合 徹
理 事 (8人)	池谷 誠
	石田 徹
	伊藤 公保
	大須賀 紳晃
	鬼頭 宏
	小林 浩明
	杉山 高広
	宮城 聰
監 事 (2人)	篠原 丈治
	寺田 好弥

(2) 評議員会（9人）

役 職	氏 名
評議員	内田 久美子
	大根 富木
	佐々木 雅幸
	鈴木 亜紀子
	鈴木 学
	高木 敦子
	二宮 徹
	間宮 純也
	湯川 真由美

令和7年度公益財団法人静岡県文化財団事業報告

I 総括

令和7年度は、「静岡県文化振興基本計画」を踏まえて県の文化政策の具現化を実行する組織としての役割を果たすため、令和5年度に改定した静岡県文化財団中期構想に基づき、以下の事業に取り組んだ。

グランシップ企画事業を始めとする文化事業においては、中期構想に掲げる「未来を担う子どもたちのために」「あらゆる世代の多様なニーズに応える」「集いと創造の拠点」「伝統芸能の継承と発展」の4項目に基づき事業を展開し、静岡県ならではの事業や、県内文化団体等との協働によるアウトリーチ事業等を企画・実施した。計画を大幅に超える入場・参加者があり、県民が多彩な文化芸術に触れられる環境作りに寄与した。

アーツカウンシルしずおかにおいては、県民全てが芸術文化活動の当事者となることを目指し、県民主体のアートプロジェクトの拡充に取り組むとともに、プロジェクト間のネットワーク形成を推進した。

また、アーティスト、アートディレクター、クリエイター等の地域のクリエイティブ人材とNPO法人、行政、企業等との連携を進めた。

さらに、事業成果、調査研究活動の結果を総合的に整理・分析し、政策提言を行った。

グランシップの施設利用に関しては、令和5年度に県がグランシップに整備した高速通信回線を活用する等、施設の強みを活かし、大型コンベンションの誘致を図り、国内外との交流の拠点としての役割を果たした。また、映画やミュージックビデオ、CMの撮影といった新しい施設利用の誘致を推進した。

また、施設設備に関しては、総務課施設管理グループを設備室に昇格して専門知識を有する人材を増員することで体制を強化し、老朽化に伴い増加する故障箇所迅速な修繕や県と連携しての計画的な設備更新を実施し、安心・安全、快適な施設の提供を図った。

加えて、グランシップ広場の活用等により東静岡地区全体の賑わい創出に取り組んだ。

財団運営については、財務体質の強化を図ることで、令和5年度から3年連続で単年度会計を黒字とすることができた。また、専門家集団にふさわしい人材の育成と確保を図り、人材確保については定員の19倍の応募があった。

Ⅱ 事業概要

（１）文化芸術の振興

諸物価の高騰など、財団を取り巻く経営環境が厳しさを増すとともに、デジタル技術の急速な進化、個々の趣味嗜好の多様化等、社会状況も日々変化する中で、文化芸術の本質的価値やグランシップの基本理念に則り、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境づくりを目指してグランシップ企画事業のほか、県受託事業にも取り組んだ。

中期構想に掲げた４項目を柱に、「心を豊かにする多彩な鑑賞」「関心・理解・親しみを深める教育普及」「誰もが主人公となる県民参加」の３つの事業形態により構成した４７事業、人材育成事業２事業の４９事業を実施し、８５,０００人の入場計画に対し、９４,６４２人の入場・参加者があった。静岡にゆかりのあるアーティストの起用や、静岡の文化資源の活用といった静岡の要素を意識した事業の組み立てやこれまでにないジャンルの公演の実施等、メリハリのある事業展開で、静岡の魅力の再認識、グランシップの認知度向上を図った。

更に、こどもたちの文化的な体験格差の解消を目指す『こどもたちのための文化芸術プロジェクト』を引き続き展開し、若い世代の鑑賞支援を継続して行った。

また、アーツカウンシルしずおかにおいては、創造的な活動への支援事業強化、新分野でのパイロット事業の深化、人材育成・ネットワーク化事業等に取り組み、文化芸術を通して多様な分野・領域の人々が交わるプラットフォームの形成を図った。

○ グランシップ企画事業

【中期構想項目別の内訳】

項 目	事業本数（本）	入場者数（人）
未来を担うこどもたちのために	22	47,325
あらゆる世代の多様なニーズに応える	19	20,586
集いと創造の拠点	2	22,634
伝統芸能の継承と発展	4	3,175
合計	47	93,720

【事業形態別の内訳】

項 目	事業本数（本）	入場者数（人）
心を豊かにする多彩な鑑賞	21	18,038
関心・理解・親しみを深める教育普及	18	5,439
誰もが主人公となる県民参加	8	70,243
合計	47	93,720

○ 人材育成事業：２事業、９２２人（詳細後述）

計：９４,６４２人

① 文化芸術との幸せな出会いの提供による寛容な社会の形成

未就学児から大学生まで、年齢・成長に応じたプログラムや鑑賞支援策を実施したほか、幅広いジャンルの公演事業を開催し、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境づくりを目指した。

ア 未来を担う子どもたちのために

グランシップを舞台に子どもから大人まで楽しめるイベント、継続して実施したアウトリーチ事業や鑑賞支援事業、「こどもたちのための文化芸術プロジェクト」等により、静岡県で育つ子どもたちが環境に左右されずに文化芸術を体験する機会を提供した。

(ア) 年齢・成長段階に応じた事業、こども・学生への鑑賞支援の実施（文化事業課）

- ・ゴールデンウィークに「グランシップ・スプリングフェスティバル」として実施した「グランシップこどものくに」・「あおぞらマルシェ」、夏休み期間の「世界のこども劇場 2025」、クリスマスシーズンの「こどもたちのための静フィルクリスマスコンサート」と、年間を通して親子や三世代で楽しめる事業を開催した。
- ・「世界のこども劇場 2025」の開催に合わせ、8月1日から11日まで、3階共通ロビーにおいて、県内文化施設の協力による展示やサポーターによるあそびスペース等からなる「グランシップサマーじどうかん」を実施。他文化施設との連携を図るとともに、危険な暑さが続く時期に子どもたちが安心・安全に過ごせる場所を提供し、地域の劇場としての役割を果たした。
- ・こどもたちが生活環境に左右されることなく、日常では触れることのない世界を経験し、想像力を養うことを目指して実施した「グランシップこどもアート体験！」（アウトリーチ事業）は東部7か所、中部5か所、西部9か所で開催、県内22の学校が参加した。積極的に遠隔地へ赴き、県域を視野に入れた事業の実施を実践した。
- ・「国立劇場歌舞伎鑑賞教室」、「中高生のためのオーケストラ」、学校・部活単位等での劇場体験を促進する「中高生鑑賞プラン」「交通費支援制度」、原則1,000円の「こども・学生チケット（座席指定可）」、県内全高校生を対象に県内の文化ホールの公演情報を提供し、観劇ごとにポイントが貯まる「高校生アトラリー」はそれぞれ以下の利用があった。

【国立劇場歌舞伎鑑賞教室・中高生のためのオーケストラ】

事業	参加校数	参加人数	交通費支援	
国立劇場歌舞伎鑑賞教室	10校	1,053人	10校	3,095,020円
中高生のためのオーケストラ	8校	201人	3校	278,350円

【中高生鑑賞プラン】

項目	参加校数	公演数	実績
中高生鑑賞プラン	6校	7公演	参加人数 75人

【こども・学生チケット】

実施事業・公演	利用
28事業 37公演	1,845人

【高校生アトラリー】

参加文化施設	ポイント対象公演数	利用状況
4施設	59公演	LINE登録者 185人 ファミリーチケット利用3件

- ・「中高生のためのオーケストラ」は、開催日が県内公立中学３年生を対象にした学力調査テストと重なり、学生の参加が少なくなったが、通信制高校や特別支援学校からも参加者を募ったほか、福祉施設利用者や職員、地元町内会への公演招待を実施した。通常の公演ではなかなかホールに足を運ぶことが難しい方々の鑑賞を実現するとともに、地域との繋がりを深める場とした。
- ・「こども・学生チケット」は、昨年度（1,628人）よりも利用者が増えたことに加えて、「静岡ガスグループ PRESTENTS グランシップ＆静響ニューイヤーコンサート」では、協賛企業の協力を得て夜の部公演で親子ペアチケットを発売、「辻井伸行×三浦文彰 究極の協奏曲コンサート」では文化庁の「こども舞台芸術鑑賞体験支援事業」を活用するなど、様々な取り組みで若い世代のグランシップへの来場を促進した。
- ・未来を担うこどもたちへの鑑賞支援事業を将来にわたり継続していくために令和６年度より開始した「こどもたちのための文化芸術プロジェクト」では、県内企業３社から協力を頂いた。また、同プロジェクトの一環として、静岡県ひとり親福祉連合会と連携して、20の公演に県内のひとり親家庭を招待したところ、224家庭・479人の申込み、247人の来場があった。静岡市内だけではなく、浜松市や伊東市など遠方からも申込みがあり、広く県民がグランシップに足を運ぶきっかけを作ったと同時にグランシップの認知度向上にも寄与した。

（イ）県委託事業の実施（文化事業課）

財団が文化支援事業やグランシップ企画事業で培ってきたノウハウを活かして、県委託事業である「子どもが文化と出会う機会創出事業」の実施事務局を継続して担った。

種 別	開催回数	鑑賞者数	期 間
地域訪問プログラム （県内プロオーケストラによる 学校訪問コンサート）	16 公演 （参加校 22 校）	7,279 人	令和 7 年 6 月 ～12 月
未就学児対象コンサート （県内ホール等で開催する未就学 児対象の無料コンサート）	3 公演	1,813 人	

イ あらゆる世代の多様なニーズに応える

新たなグランシップファンの獲得、県民ニーズを意識した 19 事業を実施した。

クラシックやジャズの音楽公演を始めとした鑑賞事業や県民参加事業のほか、教育普及事業である公演への理解を深める事前レクチャーなど、様々なジャンル・形態で文化芸術の提供に取り組んだ。グランシップに足を運ぶことで、何らかの感動や発見を得られ、共に参加することができる環境づくりを進めた。

（ア）静岡ゆかりのアーティストの起用（文化事業課）

- ・静岡市出身のトロンボーン奏者・村田陽一率いるビッグ・バンド・オーケストラによる「グランシップ プレミアム・ジャズ・ライブ」は来場者アンケートでの満足度が 99.2%と非常に高く、静岡市出身で令和 6 年 9 月に真打昇進を果たした春風亭梅朝と師匠である春風亭一朝、兄弟子の春風亭一之輔による「グランシップ寄席」は発売後

数日で完売となった。グランシップが、県民が静岡出身のアーティストの活躍に触れる場となり、静岡の文化の力を再認識する機会となった。

(イ) 新たな客層への訴求（文化事業課）

- ・令和6年度から開始し、第2弾となった「静岡 JAM 2026」は静岡市在住のギタリスト・ソエジマトシキと、洗練された新しいスタイルが魅力のバンド WONK による2バンドライブで開催。来場者アンケートでは、静岡 JAM そのものへ関心を持ったという意見もあり、次回への期待の高さがうかがえた。また、沼津市民文化センターで開催した出前公演「スティーヴガッドinBHG プロジェクト」は完売となった。

いずれの公演も来場者アンケートでは初めての来場者が約半数を占めており、新たな客層を呼び込むことができた。

(ウ) 県民との協働事業の実施（文化事業課）

- ・県内で音楽活動を行う団体と協働で開催する「グランシップ ビッグ・バンド・ジャズ・フェスティバル 2025」は県内の11バンドが出演し、悪天候の中、1,000人を超える来場があった。また、静岡フィルハーモニー管弦楽団と共催した「冬のおくりものこどもたちのための静フィルクリスマスコンサート」は、広場での貸館イベント「全国ご当地鍋まつり」と開催日が重なり、未就学児整理券が不足するなど、大勢の来場者があった。いずれも、県内団体が日頃の成果を発表する場に、音楽を愛好する多くの県民が訪れ、グランシップが双方にとって意義のあるイベントの場となった。

(エ) 期待に応える鑑賞機会の提供（文化事業課）

- ・国内外の第一線で活躍するソリストと日本を代表するオーケストラである読売日本交響楽団による「辻井伸行×三浦文彰 究極の協奏曲コンサート」は大ホールの5階客席まで埋まる3,000人近い来場者があったほか、「人形浄瑠璃文楽」は、令和6年6月から公開され大ヒットした映画で取り上げられていた演目という相乗効果もあり、例年を大幅に上回る来場者があるなど、県民の期待に応える公演を数多く実施した。

ウ 集いと創造の拠点

(ア) 集いと発信の拠点（各課共通）

- ・日本最大級の鉄道模型イベントであり、鉄道愛好者だけでなく家族皆で楽しめる「グランシップトレインフェスタ」には、全国で活動する鉄道愛好団体34団体が参加し、22,000人を超える来場者があった。また、ゴールデンウィークに開催した「グランシップこどものくに」はテーマを「みんなでプラモデルの世界をつくろう!」とし、プラモデルの国内出荷額1位で模型の世界首都とも言われる静岡が誇る模型文化を県内外の人々に発信することができた。
- ・アートプロジェクト^(※)に係るセミナー及び講座等の開催を通じて、人々の創造性や潜在的な課題意識に働きかけ、住民主体の創造的取組の担い手育成に取り組んだ。

(※) 社会の様々な分野の担い手による地域資源の活用や、社会課題に対応した創造的な取組

- ・「ふじのくに芸術祭」の開催やグランシップの施設利用を促進することにより、鑑賞機会の提供のみならず、参加者が主体的に学術・文化芸術を創造、発信できる機会を多く提供できた。

(イ) 効果的な広報（各課共通）

- ・グランシップが実施する公演・イベントに多くの県民が来場することで、多彩な文化芸術に触れ、ウェルビーイングが向上することを目指し、公演内容や届ける地域、世代等のターゲットに合わせて Web やチラシ、新聞広告等、広報媒体を選択し効果的に活用した。
- ・テレビ番組のレギュラーコーナーでの放送を継続し、グランシップ企画事業に加えて、教育普及活動等も定期的に広報することで、幅広い財団活動の周知を図った。
- ・財団 Web サイトにおいて、グランシップ及びアーツカウンシルの専用サイトと連携して、静岡県の文化芸術の魅力、財団活動、役割に関して積極的に発信した。
- ・様々なジャンルの公演を楽しむためのメンバーシップ制度である無料の友の会制度を継続して実施し、グランシップファンの拡大を図った。

○ 個人会員

企画事業への来場者確保のため、会員への催事情報の提供やチケット販売などを行った。会員向けの広報誌、チラシ等催事情報郵送の必要の有無を継続して調査し、紙媒体での情報提供を Web に置き換えたり、情報提供の回数をチケット発売時期に合わせてまとめたりすることで、環境負荷の低減と経費節減につなげた。

○ 法人会員

- 新規会員の増加、既存会員との関係強化に向け、法人会員特典の見直しを検討した。
- ・各事業は PDCA の視点で、それぞれの部署や事業内容に応じて評価制度を設け、アンケート調査や利用者会議などを実施して様々な角度からの意見や評価を取り入れ、事業の成果を的確に把握するよう努めた。

エ 伝統芸能の継承と発展（文化事業課）

伝統芸能への理解を深めることで自身のルーツや過去から受け継がれてきた価値観を認識し、次世代へ継承するため、「国立劇場歌舞伎鑑賞教室」「人形浄瑠璃文楽」「グランシップ静岡能」「能楽入門公演」の各事業を実施したほか、「グランシップ寄席」は、静岡の要素を取り入れた事業として実施した。

- ・「国立劇場 歌舞伎鑑賞教室」「能楽入門公演」「人形浄瑠璃文楽」公演を解説付きで実施するとともに、「グランシップ静岡能」では、人間国宝である大倉源次郎氏の解説に加えて、多言語字幕サポートサービスである「能サポ」を取り入れ、理解を深める鑑賞の機会を提供した。
- ・小中学校において実施する「グランシップこどもアート体験！」（アウトリーチ）では、文楽や狂言に加えて、講談、浪曲を実施した。講談教室では、生徒だけでなく先生も体験に参加するなど、普段の授業では得られない学びの時間を提供した。また、終了後は教員との交流会を実施し、次の事業に繋がる取り組みを行った。

- ・県内の大学と連携した「伝統芸能普及プログラム」では、歌舞伎、文楽、講談、浪曲のプログラムを行った。事前に近隣の大学へ事業紹介を行った結果、昨年を上回る参加者があった。若い世代の学生が、日本の伝統芸能に触れることで、自分たちのルーツやアイデンティティを理解する一助となった。

【令和7年度 グランシップ企画事業等一覧】

ア 未来を担う子どもたちのために（22事業、47,325人）

(7) 心を豊かにする多彩な鑑賞

	事業名	月日	会場	入場・参加者(人)	備考
1	グランシップ 世界の子ども劇場 2025	8/1(金) ～8/3(日)、 8/11(月・祝)	交流ホール他	3,593	出演・演目等：ちいさな、たね/TEA TREE（ベルギー）、寄席わんだーランド/林家つる子他、大道芸わんだーランド/あまる&ひつきい
2	神奈川フィル オーケストラ・キャラバン静岡公演 2025	7/27(日)	中ホール	547	管弦楽：神奈川フィルハーモニー管弦楽団 指揮：太田弦、ヴァイオリン：毛利文香、 サクソフォン：上野耕平、司会：竹平晃子 曲目：ラヴェル/ツィガース、ミヨー/スカラムーシュ他
計	2事業			4,140	

(イ) 関心・理解・親しみを深める教育普及

	事業名	月日	会場	入場・参加者(人)	備考
3	国立劇場 歌舞伎鑑賞教室（2公演）	6/23(月)	中ホール	1,409	出演：中村扇雀、中村錦之助他 演目：土屋主税
4	中高生のためのオーケストラ（2公演）	11/27（木）	中ホール	354	管弦楽：富士山静岡交響楽団 指揮：松川智哉 曲目：チャイコフスキー/交響曲第4番他
5	グランシップ子どもアート体験！登録アーティストミニコンサート（12校）	6月～1月	静岡県立袋井特支、同浜松特支磐田分校、熱海市立泉小、南伊豆町立南中小	1,217	その他実施校：静岡市立服織西小、浜松市立尾奈小、（同平山小）、伊豆の国市立長岡北小、御前崎市立御前崎小、静岡県立北特支、同藤枝特支、同浜名特支、同伊豆の国特支
6	グランシップ子どもアート体験！人形浄瑠璃文楽出前講座（2校）	5/28（水） 5/29（木）	掛川市立第一小、静岡市立清水小島中	350	講師：人形浄瑠璃文楽座 実演：伊達娘恋緋鹿子 火の見櫓の段
7	グランシップ子どもアート体験！宝井馬琴監修講談教室（2校）	11/4(火) 11/28(金)	袋井市立袋井南小、沼津市立第五小	395	講師：宝井琴星、宝井琴鶴 実演：村越茂助 左七文字の由来
8	グランシップ子どもアート体験！玉川奈々福の浪曲教室（2校）	10/10(金) 1/22(木)	伊東市立富戸小、御殿場市立高根小	243	講師：玉川奈々福、沢村まみ 実演：浪曲シンデレラ
9	グランシップ子どもアート体験！狂言ワークショップ（1校）	12/5(金)	磐田市立福田小	99	講師：三宅右矩、三宅近成、金田弘明 実演：棒縛(ぼうしばり)
10	伝統芸能普及プログラム＜大学連携＞ 文楽レクチャー	5/28（水）	中ホール	84	講師：人形浄瑠璃文楽座 実演：伊達娘恋緋鹿子 火の見櫓の段
11	伝統芸能普及プログラム＜大学連携＞ 浪曲レクチャー	10/9(木)	映像ホール	42	講師：玉川奈々福、沢村まみ 実演：狸と鶴と甚五郎
12	伝統芸能普及プログラム＜大学連携＞ 講談レクチャー	11/4(火)	映像ホール	41	講師：宝井琴鶴 実演：那須与一 扇の的（ダイジェスト）、あんぱんを食べた次郎長
13	伝統芸能普及プログラム＜大学連携＞ 歌舞伎レクチャー	6/12(木)	映像ホール	65	講師：国立劇場制作部 歌舞伎制作課 職員

	事業名	月 日	会 場	入場参加者(人)	備 考
14	伝統芸能普及プログラム ＜教育普及＞ 歌舞伎レクチャー（3校）	5/13(火) 5/26(月) 6/12(木)	富士宮市立柚野中、 浜松市立江南中、 静岡市立岡河内小中	257	講師：国立劇場制作部 歌舞伎制作課 職員
15	伝統芸能普及プログラム ＜静岡大学連携＞ 伝統芸能講演会	12/2(火)	静岡大学	104	講師：大倉源次郎
16	創作ワークショップ みんなで連詩を作ろう！	10/11(土)	浜松学芸中学校・高等学校	4	講師：カニエ・ナハ
17	グランシップ子どもアート体験！貼り絵ワークショップ	7/11(金)	静岡大学教育学部 附属特別支援学校	22	講師：福井揚
18	村田陽一 吹奏楽部演奏指導	9/21(日)	静岡県立静岡東 高等学校	42	
計	16 事業			4,728	

(ウ) 誰もが主人公となる県民参加事業

	事業名	月 日	会 場	入場参加者(人)	備 考
19	グランシップスプリング フェスティバル こどもの くに あおぞらマルシェ	5/3 (土・祝) ～ 5/5 (月・祝)	展示ギャラリー、 交流ホール、 3階ロビー他	28,614	
20	冬のおくりもの こどもたちのための静フィ ルクリスマスコンサート	11/23 (日・祝)	大ホール	2,384	管弦楽：静岡フィルハーモニー管弦楽団 指揮：松村詩史 ソプラノ：Emi 他 曲目：身近な動物の謝肉祭、クリスマスソング メドレー(編曲 H. Shinshi)他
21	冬のおくりもの クリスマスツリー展示	11/9(日) ～ 12/25(木)	グランシップ エントランス	6,750	静岡大学教育学部との協働で実施する、静岡の 伝統工芸品「お茶染め」を使ったオーナメント によるオリジナルツリーの制作と展示。
22	【共催】 2025 年第 44 回静岡県学生 音楽コンクール	予選 6/21(土) 6/22(日) 本選 8/17(日)	中ホール他	709	静岡県内の小学生から高校生が参加する県内 で最も権威と歴史があるコンクール。
計	4 事業			38,457	

イ あらゆる世代の多様なニーズに応える（19 事業・20,586 人）

(ア) 心を豊かにする多彩な鑑賞

	事業名	月 日	会 場	入場参加者(人)	備 考
1	假屋崎省吾×横山幸雄 ピアノと花の華麗なる世界	6/7(土)	中ホール	533	横山幸雄による演奏と華道家・假屋崎省吾による 生け花パフォーマンス 曲目：ショパン/ポロネーズ第 6 番 変イ長調 「英雄」Op. 53、ロウ/踊りあかそう他
2	浜松国際ピアノコンクー ル入賞者コンサート	6/27 (金)	中ホール	228	第 12 回浜松国際ピアノコンクール 2 位のヨナ ス・アウミラーによるピアノ・リサイタル。 曲目：ブラームス/6 つのピアノ小品 Op. 118、 ショパン/舟歌 嬰へ長調 Op. 60、即興曲第 2 番 嬰へ長調 Op. 36 他
3	フランチェスコ・トリスタ ーノ ピアノ・リサイタル	7/4(金)	中ホール	243	曲目：J. S バッハ/トッカータ第 1 番嬰へ短調 BWV910、トリスターノ/イン・ザ・ビギニン グ・ワズ他
4	矢野颯子トリオ featuring ウィル・リー & クリス・パーカー	8/29(金)	中ホール	801	曲目：David、Three Rockets、She's Leaving Home 相合傘、東風他
5	鈴木雅明指揮 バッハ・コ レギウム・ジャパン J. S. バッハ：管弦楽組曲(全曲)	9/15 (月・祝)	中ホール	658	曲目：J. S バッハ/管弦楽組曲第 1 番～第 4 番
6	大谷康子&春風亭小朝 世界名曲めぐり	10/18(土)	中ホール	302	出演：大谷康子（ヴァイオリン）春風亭小朝 （落語家） 曲目：クライスラー/愛の喜び他

	事業名	月日	会場	入場参加者(人)	備考
7	グランシップ しずおか連詩の会 2025	11/9(日)	会議ホール	113	本県出身の詩人・大岡信氏が提唱した連詩の創作と発表。出演：野村喜和夫、川口晴美、星野智之、塚 ROY、水沢なお 作品名：「野の地図の透明な縁」
8	村田陽一ビッグバンド	11/15(土)	中ホール	551	出演：村田陽一(リーダー・トロンボーン)、西村浩二(トランペット)、松本圭司(ピアノ)、岡部洋一(パーカッション)他 曲目：Everybody、Bossa for Tom 他
9	篠崎“まろ”史紀&N響メンバーが贈る〜ウィーン音楽とその魅力〜	11/16(日)	中ホール	403	出演：篠崎史紀、倉富亮太(ヴァイオリン)、村松龍(ヴィオラ)、市 寛也(チェロ)他 曲目：クライスラー/美しきロスマリン他
10	ヤメン・サーディ ヴァイオリン・リサイタル	12/11(木)	中ホール	302	出演：ヤメン・サーディ(ヴァイオリン)、ジュリアン・カンタン(ピアノ) 曲目：グリーク/ヴァイオリン・ソナタ第3番ハ短調 Op.45 他
11	静岡ガスグループPresents グランシップ&静響ニュー イヤーコンサート(2公演)	1/9(金)	中ホール	1,681	指揮：高関健 ヴァイオリン：木嶋真優 曲目：青山政憲/ガスギャロップ、ブルッフ/ヴァイオリン協奏曲第1番ト短調 op.26 他
12	森山良子コンサート 2026 〜Life is Beautiful〜	2/7(土)	中ホール	815	曲目：この広い野原いっぱい、恋はみずいろ 家族写真、さとうきび畑 他
13	チェロ・カルテット 横坂源／上野通明／水野 優也／伊東裕	2/11 (水・祝)	中ホール	629	曲目：シベリウス/アンダンテ・フェスティエヴォ、バルトーク/ルーマニア民族舞曲、坂本龍一/energy flow 他
14	静岡 JAM2026 〜WONK/ソエジマトシキ〜	2/23 (月・祝)	中ホール	746	出演：ソエジマトシキ、WONK/長塚健斗(ボーカル)、江崎文武(キーボード)、井上幹(ベース) 荒田洸(ドラムス) 曲目：Life、Hug、WONK/ Essence、Savior
15	辻井伸行×三浦文彰 究極の協奏曲コンサート	3/21(土)	大ホール	2,857	管弦楽：読売日本交響楽団、指揮：沼尻竜典 曲目：チャイコフスキー/ ヴァイオリン協奏曲(三浦文彰ヴァイオリン)、ラフマニノフ/ピアノ協奏曲第2番(辻井伸行 ピアノ) 他
16	【出前公演】 スティーヴ・ガッド In BHG プロジェクト	11/3 (月・祝)	沼津市民文化 センター 小ホール	485	出演：スティーヴ・ガッド(ドラムス)、ミカエル・ブリチャー(サクソ)、ダン・ヘマー(ハモンドオルガン) 曲目：Mount Fuji、Snow、Any moment now、They had no roses 他
計	16 事業			11,347	

(イ) 関心・理解・親しみを深める教育普及

	事業名	月日	会場	入場参加者(人)	備考
17	鈴木雅明が語る！J.S. バッハ「管弦楽組曲」事前レクチャー	8/30(土)	1001 会議室	87	9/15 開催のバッハ・コレギウム・ジャパン公演の事前レクチャー
計	1 事業			87	

(ウ) 誰もが主人公となる県民参加型事業

	事業名	月日	会場	入場参加者(人)	備考
18	グランシップ ビッグバンド・ジャズ・ フェスティバル 2025	8/10 (日)	大ホール	1,020	出演団体：湖東ビッグバンドクラブ、Red Spicy Big Band、ジャズ リバース オーケストラ、SPIRAL STEPS 他全 11 団体
19	グランシップ 誰もが Wonderful アート	9/20(土) ～ 10/5(日)	展示ギャラリー	8,132	彫刻家・掛井五郎氏(静岡市出身)の作品と、静岡県内特別支援学校の生徒・児童による作品を展示。
計	2 事業			9,152	

ウ 集いと創造の拠点（2 事業・22,634 人）

(ア) 心を豊かにする多彩な鑑賞

該当なし

(イ) 関心・理解・親しみを深める教育普及事業

該当なし

(ウ) 誰もが主人公となる県民参加型事業

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者(人)	内 容
1	グランシップ トレインフェスタ 2025	5/17(土) ～ 5/18(日)	全館	22,310	全国から集まった 30 を超える鉄道クラブによる鉄道模型コーナーや駅弁販売、トークショー等、日本最大級の鉄道イベント。
2	【共催】ふじのくに芸術祭春の祭典 「授賞式」「総合開会式」	2/15 (日)	中ホール	324	ふじのくに芸術祭のメインイベントである春の祭典 2025 授賞式・2026 総合開会式。
計	2 事業			22,634	

エ 伝統芸能の継承と発展（4 事業・3,175 人）

(ア) 心を豊かにする多彩な鑑賞

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者(人)	内 容
1	人形浄瑠璃文楽(2 公演)	11/8 (土)	中ホール	1,452	出演：豊竹若太夫、竹本鍛太夫、鶴澤清志郎、桐竹勘十郎他 演目：義経千本桜、曾根崎心中
2	グランシップ寄席	2/14 (土)	会議ホール	423	出演：春風亭一朝、春風亭一之輔、春風亭梅朝他 春風亭梅朝/不動坊、春風亭一之輔/加賀の千代、春風亭一朝/三方一両損他
3	グランシップ静岡能 ～雛の宴～	3/14 (土)	中ホール	676	出演：宝生和英、大倉源次郎、三宅右矩他 演目：舞囃子/高砂、狂言/節分、能/西王母
計	3 事業			2,551	

(イ) 関心・理解・親しみを深める教育普及事業

	事業名	月 日	会 場	入場・参加者(人)	内 容
4	グランシップ静岡能 能楽入門公演	9/13 (土)	中ホール	624	出演：山階彌右衛門、観世流能楽師他 演目：仕舞/小袖曾我、羽衣、半能/熊坂他
計	1 事業			624	

(ウ) 誰もが主人公となる県民参加型事業

該当なし

② 文化を取り巻く人々のプラットフォームとして地域の文化を支援

アーツカウンシルしずおかにおいては、これまで助成の対象となる取組がなかった地域でも、積極的にアーティストの活動機会の拡大や住民プロデューサーの掘り起こしを行い、これまで助成事業の実績がなかった 11 市町のうち、4 市町から 9 団体の応募があるなど、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な地域づくりを推進した。

また、文化の担い手を育成するため、グランシップ登録アーティスト制度、県内公立文化施設職員を対象とした人材養成事業を継続するとともに、グランシップサポーター事業を実施した。

ア 社会の多様な担い手による創造的活動の支援

地域資源を活用し社会課題の解決を目指す社会の多様な担い手に対し、アートプロジェクトの展開を専門的に支援・調整するプログラム・ディレクター、プログラム・コーディネーター等が企画立案から実施・評価まで伴走し、専門的見地からの助言等を行うことで、

アートプロジェクトを通じた創造的な地域づくりを支援した。併せて観光業や不動産業者、医療法人など他分野とアートの連携を促進し、創造的活動による社会的課題の解決に向けた取組を推進した。

また、グランシップ登録アーティスト制度、県内公立文化施設職員を対象とした人材養成事業である「静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー」、グランシップサポーター事業を実施した。

(ア) 文化芸術による地域振興プログラム（アーツカウンシル課）

静岡県内に拠点を置くアートプロジェクトの支援においては、中山間地域での開会式に100人を超える住民が参加するなど地域の関与が広がった「大井川芸術創生譚」や、三嶋大社をはじめ市内各所を舞台に芸術祭の展開により、地域回遊性の向上と宮司を含む内外からの支持が生まれた「三島満願芸術祭2025」など、地域理解の深化につながるプロジェクトが生まれた。さらに、文化・芸術を媒介として、医療・福祉・教育・地域づくりなど分野横断的な連携も進展し、若者や高齢者の表現活動が教育現場や地域に新たな動きをもたらすなど、地域資源の創造的拠点化と共創の定着が見られた。

令和7年度は、「地域クリエイティブ支援」、「地域はじまり支援」の2つのカテゴリで、計28団体を支援し、これまでに助成したアートプロジェクトの実施市町は、35市町中26市町となった。

【文化芸術による地域振興事業費助成実施状況】

項 目	応募数	助成数	備 考
地域クリエイティブ支援	45 件	18 件	団体の目標に応じた先駆的事業を行うプログラムに対する支援 助成金額上限 5,000 千円
地域はじまり支援	19 件	10 件	先駆的事業の実施に向けた試行的な取組に対する支援 助成金額上限 300 千円

○ 地域クリエイティブ支援

実施団体	所在地	プログラム名称
認定 NPO 法人 クリエイティブサポートレッツ	浜松市	アートによる福祉施設の社会資源化を進めるためのリサーチ事業
掛川百鬼夜行実行委員会	掛川市	掛川百鬼夜行 第四夜
NPO 法人クロスメディアしまだ	島田市	大井川芸術創生譚－UNMANNED 無人駅の芸術祭／大井川の先へ
アートひかり	島田市	伊久美劇場
海と山の文化市実行委員会	牧之原市	いいあんばいプロジェクト
藤枝宿世代をつなぐ商店街づくり実行委員会	藤枝市	藤枝ノ演劇祭 5
一般社団法人トリナス	焼津市	アート活動を通じたこども・若者の社会表現と発信プロジェクト
用宗アートプロジェクト	静岡市	用宗アートプロジェクト

実施団体	所在地	プログラム名称
たまっぷ	静岡市	山村の文化を次の世代へ 玉川新聞プロジェクト
竹部	静岡市	竹林劇場プロジェクト「やつやまわらう」
井戸端会議室	富士市	井戸端会議室
しゃぎりフェスティバル実行委員会	三島市	地域コミュニティ活性化に向けた伝統芸能活用プロジェクト
三島アートプロジェクト実行委員会	三島市	三島満願芸術祭 2025
一般社団法人スケラボ	函南町	東海道中踊栗毛
小山町商工会	小山町	推し活 OYAMA Hometown FES
一般社団法人熱海怪獣映画祭	熱海市	熱海発!!次世代クリエイター資源化プロジェクト
熱海未来音楽祭	熱海市	第7回熱海未来音楽祭
イナトリアートセンター運営委員会	東伊豆町	第二期イナトリアートセンター計画

○ 地域はじまり支援

実施団体	所在地	プログラム名称
つくるぞうのへや	浜松市	デモクラティックスクールび〜だつとつくる人々
ハマルおながくプロジェクト	浜松市	ららら♪リズムくらぶ
合同会社たゆたう	掛川市	地域医療つながりプロジェクト
HAHAHANO. LABO	静岡市	『クビ』か『ウチクビ』か
一般財団法人静岡市国際交流協会	静岡市	2025 夏休みこどもシアター
テーブルシアター	静岡市	つながるはじまるプロジェク「KIKKAKE」
三保海浜マラソン実行委員会	静岡市	第4回三保海浜マラソン
わいワイクラブ	富士市	MIMASプロジェクト アート×音楽×α
Artspace 入サ岩崎商店	沼津市	沼津影絵畳プロジェクト
アウラの森芸術舎	伊豆の国市	アフリカルチャー・クリエイティブ・エイジング&インクルーシブ・プロジェクト

(イ) 相談窓口の運営（アーツカウンスル課）

専門職員が随時相談に応じたほか、相談内容に応じて、弁護士や税理士、中小企業診断士により、組織経営、経理、法律面でも、文化・芸術活動をサポートする相談窓口を運営した。文化芸術分野をはじめ幅広い見識をもつ特別相談員による相談会も毎月開催した。122件の相談があり、そこから助成事業への申請やパイロット事業への参画につながる事例も見受けられた。

【分野別の相談実績】

活動	運営	企画	助成	マッチング	広報	情報提供	その他	合計
39	5	20	26	9	3	15	5	122

相談窓口の周知を図るため、県内3か所で出張相談窓口を実施するとともに、「地域との関わり方を知りたい」「アーティスト同士がつながる機会がほしい」といった声を踏まえ、アーティスト等を対象としたオープントークを2回開催した。

実施日時	内 容	開催地
9月20日（土） 14:00～16:00	ArtS×浜松アーツ&クリエイション オープントーク	浜松市
11月1日（土） 11:00～15:00	アーツカウンシルしずおか出張相談窓口 in クレマチスの丘	長泉町
11月11日（火） 18:30～20:30	【ArtS オープントーク】アーティストと考える、地域でのキャリアアップ	静岡市

（ウ）アートによる空き家活用パイロット事業「fresh air」（アーツカウンシル課）

増加する空き家への対応として、まちづくり団体や行政と連携し、アートによる活用の有効性を検証してきた成果を踏まえ、令和7年度はアーティスト等の相談増加に対応し、地域団体と連携したマッチングツアーを実施。併せて、これまで蓄積した成果や議論を整理し、活用促進に向けたガイドラインを作成し、報告会で周知を図った。

事業を通じて、アートの視点が空き家の新たな価値創出や活用の可能性の提示、物件所有者の心理的障壁の緩和に寄与することを示し、空き家対策への新たなアプローチを提示するとともに、作成したガイドラインを基に関係団体との連携を進め、アーティスト等の活動の場や機会の拡充に向けた取組を推進した。

○空き家マッチングツアーの実施

拠点不足や賃料負担などの課題を抱えるアーティスト等のニーズを把握し、空き家活用の可能性拡大を図るため、不動産業者やまちづくり団体と連携し、県内4地域で、アーティスト等を対象とした物件見学と所有者等との交流機会を創出した。

実 施 日	エ リ ア	企画・運営
2026年1月26日(月)	御殿場市	継創舎＋富士山文化ハウス
2026年1月31日(土)	島田市・川根本町	空き家買取専科（静岡ガスグループ株式会社 Sweets Investment）
2026年2月11日(水・祝)	熱海市	NPO 法人 atamista
2026年2月13日(金)	静岡市(蒲原地区)	合同会社つばめ制作社

○ガイドラインの作成・発行

令和5・6年度のモデル事業の検証結果とワーキンググループの議論を整理し、まちづくり団体や行政向けに、「アートによる空き家活用」の有用性を示し、効果の発現プロセス、課題と対応策、進め方や県内事例をまとめた「アートではじめる空き家活用ガイドライン ―『活用されにくい空き家』をまちづくりに活かすために―」を作成した。

○「アートによる空き家活用「fresh air」ガイドライン完成報告会」の開催

空き家活用の初動にアーティストが関わることの重要性、アートによって空き家に新たな関係や意味が生まれ、人と空き家の関係性がほぐれていく事例等を紹介し、ガイドラインの周知と活用促進を図った。

開催日時	令和8年3月17日（火）13:30～15:30
会場	長泉町文化センター ベルフォーレ 交流ホール
登壇者	山田知弘（有限会社日の出企画）、戸井田雄（Atelier&Hosteナギサヲ）
参加者数	行政関係者、不動産事業者等 48人

（エ）超老芸術（アーツカウンシル課）

高齢になってからも独学でユニークな表現活動続ける人たちが生み出す芸術表現を「超老芸術」と名づけ、これまで発掘紹介をしている。令和7年度は、超老芸術のつくり手と若者（大学生等）による座談会、ワークショップを実施した。

3人の「超老芸術」のつくり手と若者世代が、創作動機や人生観を巡り世代を超えた対話を交わした。内なる衝動のまま活動続ける表現者たちの姿は、まさにウェルビーイングを体現するものであり、参加者には「人生はいくつになっても面白くなる」という実感に伴う知見を与えた。特に学生からは、「好きなことを生涯探求し続ける姿勢に勇気もらった」「人生の先輩方の言葉には説得力があり、将来を前向きに考えるきっかけになった」といった感銘の声が多く寄せられるなど、単なる芸術鑑賞を超え、多世代が共に生きる社会における「幸福」のあり方を共有する貴重な機会となった。

○ 座談会「超老芸術と考える『わたし』のウェルビーイング」

開催日時	令和7年11月22日（土）13:00～17:00
会場	グランシップ 交流ホール
登壇者	超老芸術座談会 登壇者(超老芸術のつくり手) 稲田 泰樹(1949年生まれ 静岡県富士市) 近藤 正勝(1945年生まれ 静岡県静岡市) 城田 貞夫(1940年生まれ 広島県福山市) 対談相手(ゲスト) 酒井田 のど香(東海大学付属静岡翔洋高等学校中等部 3年生) 大林 和(常葉大学造形学部 1年生) 二宮 幹(HAHAHANO. LABO) 作品鑑賞会 講師(超老芸術のつくり手) 岩崎 祐司(1946年生まれ 静岡県焼津市)
参加者数	106人（うち学生45人）

（オ）データベース化（アーツカウンシル課）

静岡県内を中心に活動するアーティストやクリエイター、文化団体、文化施設等の情報を紹介するWebサイト上のページを運用するとともに、特にこれまで顕在化していない、地域に関わりのあるアーティストについても情報を充実させた。

(<https://artscouncil-shizuoka.jp/creative-db/>) 【登録件数 154件】

(カ) 登録アーティスト、静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー（文化事業課）

誰でも文化芸術を体験しやすくなる環境づくりを進めるため、地域で文化芸術活動を行うアーティストを活用した登録アーティスト事業、県内の公立文化施設職員等を対象にした「静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー」を行った。

○ グランシップ登録アーティスト事業

対 象 者	実施期間	内 容
第2期 令和5年度採用 登録アーティスト 3組8人	令和7年4月 ～ 令和8年2月	・プログラム研修 ・アウトリーチ ・ロビーコンサート ・静岡市内こども食堂でのコンサート ・キッズコンサート音のおもちゃ箱in藤枝 日時：令和8年2月28日（土） 会場：藤枝市民会館 グランシップ出前公演として、未就学児向け・小学生向け2公演を実施

- ・令和6年度末に作成した「登録アーティスト紹介 BOOK」の活用により、県内の地域交流センター等で登録アーティストの演奏が5回実施され、登録アーティストの活躍と地域貢献の場を創出した。

○ 静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー

具体的な制作手法や関心度の高い内容について学ぶ、実践的なカリキュラムで、経験年数に応じた2コースを実施した。いずれも地域性や参加者の実情を踏まえた内容を取り扱った参加・対話形式の研修で、県内公立文化施設の結びつきの拡大・活性化も担った。

項目	実 施 日	参加者数
共通回	6月 3日（火）	24人
入門編	7月 3日（木）、9月12日（金）	33人
実践編	8月22日（金）、9月26日（金）	27人
		合計 84人

(キ) グランシップサポーター（文化事業課）

グランシップの円滑な事業運営を図るため、文化振興に関心があり、文化活動に積極的な県民の自主的な参加・参画を得る「グランシップサポーター事業」を、令和6年度末に行った制度の見直しのもと実施したところ、前年度に比べて8人の増となった。

【グランシップサポーターの登録状況】

（令和8年4月1日現在）

部 門	内 容	登録者数
広 報	ダイレクトメール発送、広報勉強会、企画事業準備作業等	39人
レセプション	公演実施日の受付、もぎり、資料配布、会場案内、避難誘導等	37人
撮 影	イベント・公演時の記録撮影、記録写真の整理等	25人
ちょこっと	イベントでの見守り、展示での監視等	17人
合 計		118人

イ 様々な分野との連携

(ア) 人材育成、ネットワーク化事業（アーツカウンシル課）

○ 企業連携「TECH BEAT Shizuoka2025」への出展

各種メディアに取り上げられた大規模イベントに参画し、トークセッション登壇およびブース出展を通じて、アートとビジネスの接点やアートプロジェクトの意義に関する理解促進を図った。一次産業やスタートアップの関係者との対話により異分野連携の可能性を提示するとともに、来場者1万人超に対する発信を通じて認知向上とネットワーク形成に寄与した。

【トークセッション】

タイトル	「混ぜなきや危険！静岡発・一次産業イノベーションの最前線―春華堂、JETRO、アート、そしてスタートアップが交差する時」
日 時	令和7年7月26日（土）11:00～12:00
会 場	グランシップ 大ホール
登壇者	間宮 純也 （有限会社春華堂 専務取締役） 樽谷 範哉 （日本貿易振興機構 イノベーション部次長（スタートアップ 担当）） 菱木 豊 （inaho 株式会社 代表取締役 CEO） 鈴木 一郎太（アーツカウンシルしずおか プログラム・ディレクター） コーディネート：西村 真里子（TECH BEAT Shizuoka プロデューサー）

【ブース出展】

超老芸術の映像やメタバース超老芸術展の紹介を中心にアーツカウンシルしずおかの取組を来場者へ紹介した。

日 時	令和7年7月24日（木）～26日（土）
会 場	グランシップ エントランスホール

(イ) 調査研究、県・市町・文化団体等への助言、政策提言（アーツカウンシル課）

地域の文化資源、文化活動等の情報を調査・収集し、「高齢者の文化振興に関する提言」や「アーティスト等の活動環境調査結果の報告会」などを実施し、文化政策および隣接政策へも提言をした。これらは報道等を通じて広く共有され、文化芸術が福祉等他分野と連携し社会課題解決に資する可能性の理解促進に寄与した。また、県総合計画審議会や県文化政策審議会に委員として参画、県市町の各種審査会委員など県や市町等からの依頼に基づく助言や支援、政策提言等を行った。

○ 高齢者の文化芸術振興に関する提言

令和6年度に実施した高齢者の表現活動に関する実態調査および県内3か所の高齢者施設でのモデルプログラム（対話型鑑賞、絵画創作ワークショップ）の結果を踏まえ、高齢者の健康寿命延伸に資する文化芸術の在り方を提言としてまとめた。

提言の公表にあたっては記者会見を実施し、創作活動が生きがいや社会との接点を生み出す意義を発信した。内容は主要メディアにも取り上げられ、文化芸術と福祉の連携の重要性に対する社会的関心を喚起した。

提言を指針として、今後、介護予防や孤立防止に資する「文化芸術と福祉の連携」の

さらなる推進を図る。

○ アーティスト等の活動環境調査結果報告会

令和6年度に実施した「静岡県内のアーティスト等の活動環境およびコミュニティに関するアンケート」の分析結果について、調査に協力いただいた団体に報告・共有するとともに、アーティスト支援の在り方や協働の可能性について意見交換する機会を設けた。これにより、静岡県におけるアートやアーティストを支えるためのネットワークの基盤が生まれたことから、今後はさらなる連携の仕組み・体制を整えていく。

実施日時	令和7年12月10日(水) 15時～16時
実施方法	オンライン (zoom)
調査協力団体	・浜松アーツ&クリエイション (西部) ・浜松市鴨江アートセンター (西部) ・若いアーティストを育てる演奏会実行委員会 (西部) ・シズオカオーケストラ (中部) ・Arts 実行委員会 (中部) ・アルテ・プラーサ (東部、伊豆) ・GLOUND ATAMI 実行委員会、n8wn (東部)

(ウ) 講座開催 (アーツカウンシル課)

○ 実践型講座「きかくの間 (はざま)」

アートプロジェクトの企画運営と住民プロデューサー育成を目的に、実践型講座「きかくの間 (はざま)」を全3回開催した。参加者が自身の想いを言語化し、対話を重ねながら企画を磨く過程を通じ、空き家活用や商店街連携など多様な企画案が深まるとともに頼り合える仲間意識が醸成され、助成事業への応募につながる動きも複数生まれた。

また、講座終了後も、講師による自主的なオンライン個別相談会や、スピンオフ企画が生まれるなど、地域での実践を支える継続的なコミュニティ形成の契機となった。

【アートプロジェクトのつくり方「きかくの間 (はざま)」】

講 師	古谷 晃一郎 (アートコーディネーター)
住民プロデューサー	菊地 悠子 (特定非営利活動法人レザミ・デ・ザール理事長)
開 催 日	① 6月28日 (土) ② 9月23日 (火・祝) ③ 12月14日 (日)
会 場	グランシップ
参 加 者 数	① 10人 ② 6人 ③ 9人 募集定員:各回20人

【「きかくの間」スピンオフ企画「ただいま工事中」】

開 催 日 時	令和8年3月1日 (日) 13:00～16:00
会 場	グランシップ 910 会議室
参 加 者 数	111人
内 容 等	・受講生が試行錯誤を重ねてきたプロジェクトの途中経過を「小さな実験」として公開。「工事中」のワークショップだからこそ生まれる発見を、年齢、経験を問わず楽しむ場を提供。

○ 先進事例視察「アートプロジェクト視察研修」

まちづくりや観光、文化などを担当する市町職員や関係団体職員を対象に、アートプロジェクトへの理解を深め、今後の活動に活かすことを目的として、先進事例の視察研修を実施した。分野横断的な連携の重要性の認識が高まり、新たな協働の動きも生まれるなど、関係者相互の連携の広がりにつながった。

	第3回視察研修	第4回視察研修
開催日時	令和7年11月10日（月）	令和8年2月13日（金）
視 察 先	用宗アートプロジェクト（静岡市）	三島満願芸術祭 2026（三島市）
参加者数	19 人	22 人
内 容	アーティストの制作過程のプロセスを共有することで、まちの魅力や課題を可視化する「アーティスト・イン・レジデンス（AIR）」を視察	会場視察に加え、関係人口拡充、移住者と地元市民の関係構築などについて主催者に直接ヒアリングを実施

○ 行政経営研究会「文化芸術と多分野との連携による地域活性化」多文化共生×アート

主に行政職員や国際交流事業関係者を対象に、多文化共生とアートが交わる取組を紹介し、アートのひろがりや多文化共生の新たな可能性を見出す研究会を実施した。参加者間の情報共有や意見交換を通じて、自治体や関係団体同士の連携の広がりや寄与した。

開催日時	令和7年12月22日（月）13：30～16：30
会 場	静岡市産学交流センター「B-nest」（静岡市）
参加者数	45 人（現地 21 人、オンライン 24 人）
主 催	静岡県文化政策課、アーツカウンシルしずおか、多文化共生社会の構成に向けた文化政策のパラダイム転換に関する試論研究会
内 容	■基調講演 「多文化共生政策の現状と課題 ―国と静岡県の動きを中心に― 静岡県立大学 国際関係学部 高畑幸教授 ■多文化共生事業×アートの事例紹介 (1)「文化芸術を通して日常を編み直してみる：多文化共生から多文化協生へ」 講師：北海道教育大学岩見沢校芸術文化政策研究室 関鎮京准教授 (2) アートを活用した県内の事例発表 事例1：（一財）静岡市国際交流協会「夏休みこどもシアター」 事例2：日本語サロンいろり 「掛川と世界をつなぐ妖怪づくりワークショップ」 (3) クロストーク ～実践の現場から～ 夏休みこどもシアター 布施安寿香（舞台俳優） 別所美和（（一財）静岡市国際交流協会職員） 幸田穂奈美（日本語サロンいろり立ち上げ人） ■グループワーク ファシリテーター 鈴木 一郎太（アーツカウンシルしずおか プログラム・ディレクター）

（エ）クリエイティブ人材の派遣（アーツカウンシル課）

文化以外の分野とアーティスト等との連携促進と、連携による創造性の触発を目的とし、県内の企業、行政組織等を主とした団体や組織に対してクリエイティブ人材を派遣

しており、令和7年度は2つの民間団体を対象として実施した。事業実施後、いずれの派遣先においても、派遣された人材との継続した取組や、試行したワークショップの独自展開に前向きな姿勢が見られた。

派 遣 先	派遣人材	内 容
株式会社スタジオ光栄 (函南町)	田中みゆき (キュレーター) 川口淳一 (作業療法士)	来年4月に開所する介護付き有料老人ホームを地域に開けたものとするための助言、事例紹介と、スタッフ育成のための講義とワークショップを実施
大石内科循環器科医院 (静岡市)	タン・ルイ (アーティスト)	社会的処方の実践で知られる病院の介護部門に対して、継続した展開と利用者家族や地域とのコミュニケーション促進の可能性を広げるワークショップを実施。

(オ) マイクロ・アート・ワーケーション（アーツカウンシル課）

令和7年度は、NPOや観光協会、企業など県内12団体が受入団体（ホスト）となり、ダンサー、俳優、アートディレクターなど様々な分野のクリエイティブ人材（旅人）36人を各地域に迎え入れた。旅人が1週間の滞在中、ホストのコーディネートによる地域と交流を通じて体感した地域の魅力を「note」で発信する本事業は、滞在後の当事者間の継続的交流や、地域での新たなアートプロジェクトの誘発を生む先進的モデルとして、アーツカウンシル東京主催のイベントや、小須戸アートプロジェクト（新潟県）の研究等で取り上げられるなど、本県の取組の認知度および対外的な評価の向上に寄与した。

(カ) ふじのくに地域づくり創造賞（文化事業課）（アーツカウンシル課）

令和5年度に新設し、第3回目となる「ふじのくに地域づくり創造賞」を実施した。

文化芸術団体の活動支援を進めると同時に、財団が考える、社会課題への対応や地域資源を活かした創造的な活動を通して、『新しい価値を暮らしの中に』創造していくという「文化活動」の新しいあり方や理念をメッセージとして伝える機会とした。

【令和7年度受賞団体】

団体・個人部門	山森達也（三島市）
企業部門	合同会社つばめ制作社（静岡市清水区蒲原）

○ 圏域の中核施設としての活動

- ・県公立文化施設協議会などの団体事務のほか、全国公立文化施設協会専門委員会経営環境部会および全国公立文化施設協会関東甲信越静岡支部に参加し、静岡県だけでなく更に広域的な連携を図り、文化芸術が生活に根差す土壌づくりを進めた。

（2）国内外との交流

新型コロナウイルス感染の拡大により人々の求める生活スタイルや価値観は大きく変化した。この変化に呼応して多様化したニーズに応え、グランシップを活用し学術・文化芸術への支援と国内外との交流を促進する役割を担うことが財団には求められている。

人の動きやグランシップの利用率が戻ってきている中で、施設利用に際しては、「あなたと

世界を文化でつなぐ広場」「にぎわいと活力を生み出す広場」を2つの柱に、事業を推進した。

- ・「あなたと世界を文化でつなぐ広場」では、文化芸術の創造及び参加活動を支援し、関係機関と積極的な連携を取りながらコンベンション等を誘致することで、静岡県と世界とがつながる国際コンベンションホールとしてのグランシップの活用を進めた。
- ・「にぎわいと活力を生み出す広場」では、屋外でのイベントや、県民が気軽に来場できるイベントの誘致を積極的に行うことで、東静岡地区のにぎわいや地域住民のつながりが広まるよう、東静岡地区全体のにぎわい拠点としての役割を強化した。
- ・コロナ禍による急速なデジタル化によって Web 会議等のオンラインコミュニケーションが急激に普及し、既存の開催方法にとらわれない催事が増えたことを踏まえ、さらに使いやすい施設となるよう、利用者の「多様なニーズに応える、安心・安全、快適な施設」運営を進めた。

ア 入館者数

入館者数…752,828 人（令和6年度：586,333 人、令和5年度：572,763 人）

※開館（平成11年3月）以来の入館者総数 17,624,682 人（令和8年3月31日現在）

イ 主要施設の稼働実績

	大ホール	中ホール	交流ホール	会議ホール	展示ギャラリー	ホール系計
稼働実績(A)	164 日	285 日	252 日	231 日	263 日	1,195 日
利用可能日数(B)	191 日	320 日	318 日	321 日	325 日	1,475 日
稼働率(A/B)	85.9%	89.1%	79.2%	72.0%	80.9%	81.0%

※会議室、練習室等を含めた施設全体の稼働率は 76.6%。

ウ 主要なコンベンション・催事開催状況

	開催日	催事名
1	4/19(土)～4/20(日)	静岡美酒祭 2025
2	5/10(土)～5/11(日)	第14回 日本血液学会東海地方会
3	6/6(金)	令和7年度 静岡県知的障害者福祉協会
4	6/7(土)	第6回山梨・静岡放射線治療研究会
5	6/13(金)～6/14(土)	第13回フード・デリ メディケアフーズショー
6	6/15(日)	第39回日本臨床リウマチ学会ポストコングレンス企画 市民公開講座 in 静岡
7	7/4(金)～7/6(日)	インテリアフェア in 静岡
8	7/12(土)～7/13(日)	2025 ダンススポーツグランプリ in 静岡
9	7/22(火)～7/26(土)	TECH BEAT Shizuoka 2025
10	8/6(水)	第42回東海地区学校図書館研究大会 令和7年度静岡県教育研究会学校図書研究部夏季研究大会
11	8/15(金)～8/16(土)	Beauty Japan FUJIYAMA/NEO2025
12	8/23(土)～8/24(日)	2025 中部日本ダンス競技静岡県大会
13	9/2(火)～9/4(木)	第39回日本放線菌学会静岡大会
14	9/6(木)～9/7(金)	令和7年度静岡県高等学校総合文化祭

	開 催 日	催 事 名
15	9/6(木)～9/7(金)	駿河男児 BOXING GYM「BOXING EVENT Desafio12」
16	9/12(金)～9/13(土)	リトル・ママフェスタ 静岡 2025 Sep ～マタニティ&ファミリー～
17	9/19(金)～9/20(土)	第 39 回関東臨床細胞学会学術集会
18	9/20(土)	ベストボディ・ジャパン 2025 静岡大会/モデルジャパン 2025 静岡大会/マッスルモデル&フィットネス
19	10/5(日)	静岡県芸術祭 ふじのくに芸術祭 2025 邦楽演奏会
20	10/6(月)～10/9(木)	第 68 回 2025 年紙パルプ技術協会 年次大会
21	10/11(土)～10/12(日)	ふじのくに芸術祭 2025 音楽舞台芸術部門 舞踊公演「翔の会」
22	10/20(月)～10/27(月)	世界お茶まつり 2025
23	10/28(火)～10/31(金)	第 84 回日本公衆衛生学会総会
24	11/2(日)	静岡県高等学校文化連盟「器楽・管弦楽」専門部 第 29 回演奏会
25	11/3(月)	ザ・スイングハードオーケストラ 第 60 回記念リサイタル
26	11/9(日)	はやく起きた朝は・・・ファン感謝デー2025 番組公開収録in静岡
27	11/13(木)～11/14(金)	新技術交流イベント in Shizuoka 2025
28	11/21(金)～11/25(火)	全国ご当地鍋まつり SHIZUOKA2025
29	11/30(日)	第 7 回 Digital Future Fest ジュニアプロコン in 静岡
30	12/1(月)	令和7年度第32回静岡県図書館大会・全国公共図書館研究集会
31	12/6(土)～12/7(日)	ACQuA ダンスステージ
32	12/7(日)	日韓国交正常化 60 周年記念 日韓トンネル推進静岡県民大会
33	1/9(金)～1/10(土)	第 14 回静岡県看護学会
34	1/22(木)～1/23(金)	第 65 回静岡県保育研究大会
35	1/24(土)～1/25(日)	SSTK ジャズダンス発表会
36	1/31(土)	Dance Exhibition 2026 in Shizuoka
37	2/21(土)～2/22(日)	ふじのくに芸術祭 春の祭典
38	2/26(木)～3/2(月)	おいもフェス SHIZUOKA2026
39	3/15(日)	75周年記念 渡辺貞夫グループ2026 ～カルフォルニアシャワー
40	3/19(木)	静岡新聞社 静岡歴史トークショー 小和田哲男と鬼頭里枝のおしえて！ニッポンの城 駿河編
41	3/25(水)～3/30(月)	全日本ぎょうざ祭り in 静岡
42	3/30(月)～3/31(火)	静岡県神社庁 設立80周年記念 第73回 静岡県神社関係者大会

エ 催事開催支援サービス実績

メニュー	サービスの内容	実 績
飲食	弁当、ケータリング、パーティー	受注件数 1,654 件 受注額 88,298,815 円
テクニカル	音響照明、看板、生花、会場設営	
清掃	レイアウト転換、ごみ処理	
警備	雑踏・駐車場警備	

① あなたと世界を文化でつなぐ広場（利用サービス課）

グランシップは開館当初から、国内外の交流を促す拠点として、静岡県民に限定されない

多くの方々が来館し、静岡県の魅力を発信する役割を担っている。コロナ禍も明け大規模催事や学会開催が増えている中で、県との協働を推進し、県の施策の一翼を担う事で国内外へ静岡県をPRした。

- ・国際会議や国内学会等の開催を誘致するため、静岡県、大規模コンベンション共同誘致協定を結んでいるツインメッセ静岡を中心とした県内各施設及び（公財）するが企画観光局と積極的に連携し、公共団体だけでなく、学校法人や静岡県内の県域団体の主催する団体、過去にグランシップで国際大会・国内大会を実施した主催者・団体やコンベンション企画運営事業者（PCO）、プロモーターなどに対し、定期的な情報収集や営業活動を行った。

【主な国際会議・国内学会】

開催日	催事名	主催	参加人数
9/19(金)～20(土)	第39回関東臨床細胞学会学術集会	静岡県臨床細胞学会	約200人
10/28(水)～31(日)	第84回日本公衆衛生学会総会	第84回日本公衆衛生学会総会運営事務局	約1.5万人

【主な全国大会】

開催日	催事名	主催	参加人数
10/6(月)～9(木)	第68回 2025年紙パルプ技術協会年次大会	紙パルプ技術協会	約1,850人
10/20(月)～27(月)	世界お茶まつり 2025	第9回世界お茶まつり実行委員会	約12万人

- ・引き続きニーズが高まっている映像撮影のロケーションとしてのグランシップ施設の提供を行った。

※ 実績：映画撮影（撮影本番2日間） 1件、ミュージックビデオ等撮影 4件

- ・開館以来様々な文化活動の場として選ばれるグランシップにおいて、近年増えているコスプレイベント、ボードゲームやDJイベントなどの「推し活」「趣味活」を目的とした利用者から意見・要望を聞き取り、仲間募集用掲示板を設置するなど趣味での利用を後押しした。

② にぎわいと活力を生み出す広場（総務課）（利用サービス課）

静岡市によるアリーナ建設など、東静岡地区に新たなにぎわいにつながる計画が進められる中で、財団の使命である「人々が“集う・交流する”ことを促進する」のもと、東静岡駅エリアのにぎわいを創出し、これまでとは異なる新たな客層の方々に活力を与えるため、以下の項目を推進した。

- ・東静岡周辺のにぎわいに寄与するべく、マルシェ等を主催する地元関係者に働きかけた結果、屋外広場を活用したイベントを開催した。

【主なイベント】

開催日	催事名	参加人数
11/21(金)～25(火)	全国ご当地鍋まつり SHIZUOKA2025	約11,000人
2/26(木)～3/2(月)	おいもフェス SHIZUOKA 2026	約10,000人

- ・新県立図書館完成を見据え、静岡県や関係団体との会議に参加し、同じ東静岡地区のにぎわいと活力の中心となる施設として、今後の事業連携などの計画づくりのための情報交換

を行った。

③ 多様なニーズに応える、安心・安全、快適な施設（総務課）（利用サービス課）（設備室）

より多くの人々にグランシップを利用してもらうためには、公立文化施設として観客や利用者が心から安心・安全に利用できるものでなければならないという前提に加え、多様化したニーズに応じていく必要がある。また SDGs の観点からは、施設運営において持続可能な社会の実現に貢献していくことが求められている。これらを踏まえ、次のことを実施した。

- ・コンベンションのバーチャル化など、新しいニーズに対応するため、有料の高速光回線の貸出を推進することで、同時配信やウェビナー等オンラインと会場の参加者を融合する催事を誘致し、開催した。

【主なハイブリッド学会】 *当館光回線利用

開催日	催事名
5/10(土)～5/11(日)	第14回 日本血液学会東海地方会
1/9(金)～1/10(土)	静岡県看護学会

- ・予約システムの更新に合わせた Web 予約機能の拡充により、発送作業に係る費用の削減や、キャッシュレス支払いにより、利用者の利便性が向上した。

（利用実績：オンライン予約件数 2,997 件、オンライン収納金額 24,868 千円）

- ・県民が学術・文化芸術を創造し、発信する場として、会議ホール、交流ホール、会議室等、多様な施設を有する当館の特性を生かし、催事に合わせた最適な施設の組合せや利用方法を提案することで、その活動を側面から支援した。
- ・グランシップ常駐委託業者^(※)と協働して、主催者に代わりケータリングや清掃、臨時警備等の業務をワンストップサービスで受託する開催支援サービスを推進した。

（※）財団から警備、清掃、設備、舞台関連業務等を受託し、グランシップに常駐している委託業者

- ・県民に施設を身近なものとして認識してもらうため、施設見学の依頼に対応した。また、将来の利用者となる小中学生等の社会科見学や職場体験のほか、特別支援学校の生徒の就業体験も積極的に受け入れた。

（施設見学の応募件数 10 件、見学者延べ人数 96 人）

【職場体験等の実施状況】

実施日	団体名（人数）	職場体験の概要
2/17(火)～ 2/19(木)	静岡市立静岡東中学校 (3人)	自主事業の企画業務体験、舞台設営・照明・音響操作等体験、その他各課・各常駐業者の業務体験
2/16(月)～ 2/20(金)	静岡県立静岡北特別支援学校(1人)	総務事務体験、舞台業務見学、その他各課・各常駐業者の業務体験

- ・自営消防体制の変更に伴い消防計画を改定し、防災訓練においては訓練内容の見直しを図り、より実践的な訓練を行うことで、危機管理の体制強化を実施した。
- ・県や施設管理、警備、清掃、舞台技術の委託業者と連携して適切な管理・運営を図るとともに、適宜適切に仕様の見直しを継続して進めた。また、県が策定した中期維持保全計画

と連携して、計画的な設備更新の実施、故障箇所の迅速な修繕に努めた。

- ・電気・ガス使用を最適化し、環境負荷低減とコスト削減を進めた。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）への取組として、省エネルギーを推進し環境に与える負荷を低減するため、エネルギー管理員の主導による効率的なエネルギー運用に取り組んだ。

【エネルギー使用実績】

区 分	H25 (a)	R7 (b)	R7 (b-a)
電 気	6, 018, 672 kwh	5, 366, 960 kwh	▲651, 712 kwh
ガ ス	788, 763 m ³	598, 349m ³	▲190, 414 m ³
エネルギー総量	94, 250 GJ	79, 692 GJ	▲14, 558 GJ

※ H25 は静岡県地球温暖化対策実行計画の開始基準年

- ・毎月1回サービス向上委員会を開催し、グランシップ常駐委託業者との情報共有を密にすることで、適切な管理・運営を図った。

（３）財団経営の基盤強化

社会環境が大きく変化する中、新しい時代を見据え、静岡県の文化振興の牽引者として、文化の力で県民生活の向上と活力ある社会づくりに寄与していくためには、財団自体が長期的に安定的な運営を実現する力を培い続けなければならない。これを実現するために、経営の安定化と、個々の職員の能力育成及び職員が財団の使命達成のために注力できる環境づくりを進めた。

① 持続的な活動を支える経営の安定化

先行きを見通すことが困難な現代において、社会環境の急速な変化に迅速に対応していけるよう、次の事項に取り組むことにより財団経営の安定化を図った。

ア 安定的な収入の確保（文化事業課）（利用サービス課）

- ・国際会議や国内学会等の開催を誘致するため、関係機関と積極的に連携し、公共団体、学校法人、県域団体の主催する団体、過去にグランシップで国際大会・国内大会を実施した主催者・団体やコンベンション企画運営事業者（PCO）、プロモーターなどに対し、定期的な情報収集や営業活動を行った。
- ・様々な文化活動に県民が触れる機会を増やすため、メディア及びプロモーターに対し、メールや電話により営業を行った結果、新たな催事の利用を促進した。また、メディアやプロモーターからの要望を聞き取る会議を開催した。
- ・グランシップ全館に導入した高速通信回線を活用し、コンベンションのバーチャル化など新しいニーズに対応したハイブリッド学会等のコンベンションを誘致した。
- ・公演内容やターゲットに合った各種媒体を複合的に活用するとともに、広範囲に多様な表現で魅力を伝えることができる Web を中心とした広報活動を展開することにより、チケット収益の確保を図った。
- ・文化庁、日本芸術文化振興会、（一社）地域創造の補助金を獲得し、事業実施のための財源

確保に努めた。

- ・「中高生鑑賞プラン」「交通費支援」制度や、原則 1,000 円の「こども・学生チケット」、福祉団体と連携したひとり親家庭等への招待事業を継続的に実施するため、「グランシップこどもたちのための文化芸術プロジェクト」により県内企業から協賛を頂いた。

イ 経費の節減（総務課）（設備室）

- ・グランシップ企画事業等の見直しや館内の省エネの徹底により、経費の削減を行った。
- ・常に財団の財務状況を把握し、適時適切な対応ができる体制を維持するため、毎月 1 回経営企画会議を開催し、各月の予算執行状況や光熱水費の推移を確認するとともに、月次決算及び上半期終了時の中間決算を実施した。
- ・勤怠管理、会計処理、旅行命令等のシステムの運用により、総務事務の効率化を図った。
- ・各委託業者との調整を行い、業務の効率化を図った。

ウ 経営指標の設定（総務課）

- ・常に健全な財務状況を維持する体制を整えるために有用な公益財団法人特有の経営指標に関して、企業会計等の財務分析のうち非営利団体への適用が可能なものや他の都道府県等が用いる指標を参考に、当財団独自の経営指標を策定した。

② 新しい社会環境での働き方

時代の変化に対応する安定した財団経営には、それを支える人材の確保と職員の育成だけでなく、さらに組織力の向上が必要となる。これらを実現し、一致協力して業務を遂行する専門化集団を目指し、以下の取組を実施した。

ア 職員が能力を発揮できる環境づくり（総務課）

- ・各課におけるグループ制の運用及びグループマネージャーの配置により、組織内の情報共有や進捗管理を徹底した。
- ・キャリアパス制度の運用では、財団の将来を担う幹部職員と各業務に精通した職員という 2 つのコースを設定し、各職員が目指すキャリア目標への道筋を明確に示した。
- ・各事業の情報や外部団体との連携等、財団を取り巻く状況について内部への周知に努めるとともに、チャットツール等を活用した誰もが情報にアクセスできるオープンな意思疎通の手法を推進し、財団内のコミュニケーション活性化を図った。
- ・17 時 15 分以降の時間帯について、最低限の人数で効率的に施設運営ができるよう改善し、不必要な時間外勤務の抑制や勤務間インターバルの確保に努めた。
- ・令和 5 年度から運用開始した在宅勤務制度は、職員の都合によるもののほか、異常気象に伴う交通機関の運休等により出勤できない場合においても活用された。
- ・職員それぞれのライフスタイルに応じた働き方ができるよう、勤務時間を 7 区分に細分化して運用するとともに、令和 7 年度改正施行の育児・介護休業法に基づき育児・介護制度に関する研修を実施し、職員の知識の向上に努めた。
- ・労働安全衛生法に基づく職員の定期健康診断やストレスチェックを継続して実施した。

イ 高い資質を有する人材の確保と育成（総務課）

- ・財団全体の業務や職種を理解、体験できるインターンシップと、各所属の業務を紹介するオープン・カンパニーを実施した。インターンシップは、令和7年度からは6日間のコンパクトな研修とすることで気軽に参加しやすい環境を整えたことで、前年度に比べ参加者が8人増加した。

項 目	開 催 日	参加人数（延べ）
インターンシップ	7/19(土)～8/26(土)（うち6日間） ※その他希望制講座6日間	18人
オープン・カンパニー	11/22(土)～23（日）(文化事業課)	7人
	1/10(土) (総務課・利用サービス課)	5人
	2/8(日) (アーツカウンシル課)	3人

- ・優秀な新卒者を獲得するため、民間企業の採用活動とほぼ同時期に募集・試験を行った。募集にあたっては、グランシップ会議室での対面・Webのハイブリッド会議で職場説明会を開催したほか、静岡文化芸術大学・常葉大学の2校を訪問して採用説明会を実施した。

（採用予定者数：1人／応募者数：19人）

- ・人事評価制度を継続し、適切な目標設定と目標達成に向けた管理職の支援及びフィードバックによって、職員の意欲及び資質の向上を図った。
- ・新規入職する職員の職場定着と組織の成長を図るため、新規採用職員に対して財団の先輩職員をメンターとして配置して個別支援を行うメンター制度を引き続き実施した。
- ・グランシップ休館日には、年間計画に基づく職員研修を実施した。外部有識者による研修では、経営学の組織論に基づく「価値を生み出すコミュニケーション」をテーマとした研修やカスタマーハラスメント対策に関する研修、財団職員が内部講師として企画したものでは財団の財務状況の概要や業務に関連する法制度の改正（例：育児・介護休業法）等についての研修を実施し、財団職員のスキルアップを図った。
- ・新任管理職やベテランの中堅職員、新卒等職員を対象として外部の個別研修を活用し、組織内で各ポジションに求められる役割の理解を促進した。
- ・その他、職員が最新の専門知識、技術を習得する機会を確保するため、全国公立文化施設協会主催のアートマネジメント研修や、静岡県公立文化施設協議会の各種研修を活用した。

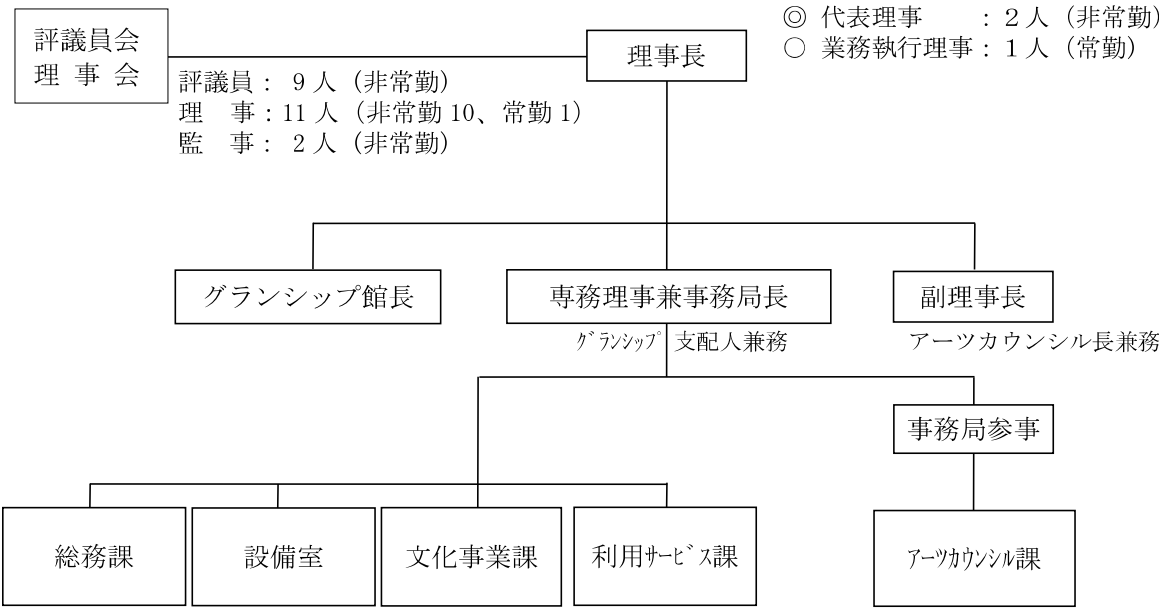
ウ 育児・介護休業制度の運用（総務課）

- ・育児・介護休業制度の活用職員数は下記のとおりである。

	育児休業	短時間勤務
対象職員数	1人	5人

(4) 組織体制

(令和8年3月31日現在)



【職員内訳 (人)】

	総務課	文化事業課	利用サービス課	アートカウンシル課	設備室	計
正 規 職 員	3	8	5	5	2	23
県 派 遣 職 員	2	0	2	1	0	5
契 約 職 員	1	4	2	3	2	12
非常勤契約職員	0	0	0	1	0	1
委 託 職 員	0	2	0	0	0	2
人材派遣職員	0	2	1	0	0	3
計	6	16	10	10	4	46

※休職中の職員を含む

(5) その他の法人運営

【理事会・評議員会等の開催状況】

月 日	会 議	議 案	採否状況
5/19(月)	監事監査	・ 令和6年度事業報告 ・ 令和6年度決算及び財産目録	—
5/23(金)	第 1 回 理 事 会	・ 令和6年度事業報告 ・ 令和6年度決算及び財産目録 ・ 定時評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
6/12(木)	定 時 評議員会	・ 令和6年度決算及び財産目録	出席者の全会一致による 可決
		・ 任期満了に伴う評議員、理事及び監 事の選任	候補者一人毎採決、全員 可決

月 日	会 議	議 案	採否状況
6/26(木)	臨 時 理 事 会	・ 理事長、副理事長及び専務理事の選 定	候補者一人毎採決、全員 可決
		・ 規程の制定 ・ 評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
8/8(金)	(書面) 評議員会	・ 評議員の選任	評議員全員の書面による 同意
12/11(木)	第 2 回 理 事 会	・ 令和 7 年度収支予算の補正 ・ 諸規程の一部改正 ・ 第 2 回評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
12/22(月)	第 2 回 評議員会	・ 令和 7 年度収支予算の補正 ・ 諸規程の一部改正 ・ 公益財団法人静岡県文化財団評議員 等選考基準の一部改正	出席者の全会一致による 可決
R8/ 3/10(火)	第 3 回 理 事 会	・ 令和 8 年度事業計画 ・ 令和 8 年度予算 ・ 令和 8 年度資金運用計画 ・ 役員等のために締結される保険契約 ・ 諸規程の一部改正 ・ 第 3 回評議員会の開催	出席者の全会一致による 可決
3/26(木)	第 3 回 評議員会	・ 令和 8 年度事業計画 ・ 令和 8 年度予算 ・ 公益財団法人静岡県文化財団役員 の報酬等に関する規程の一部改正	出席者の全会一致による 可決

【許認可及び登記の状況】

登 記 日	内 容
令和 7 年 11 月 25 日	評議員、理事及び監事の辞任・就任登記

※許認可はなし

【基本財産の造成状況】

令和 8 年 3 月 31 日現在

	基本財産造成額	備 考
県 出 捐 金	600,000 千円 300,000 千円	S59 年度～61 年度 H4. 4. 1 文化振興基金取崩額 251,100 千円 県上乗せ分 48,900 千円
小 計	900,000 千円	
市 町 村 出 捐 金	100,000 千円	S59 年度～S61 年度
寄 附 金 等	1,710 千円	個人寄附 その他
基本財産造成額合計	1,001,710 千円	
基本財産時価評価額	947,229 千円	R7 年度末 新会計基準による

正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	R7年度	R6年度	差 額
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7,614,450	7,142,364	472,086
基本財産等運用収益	7,614,450	7,142,364	472,086
特定資産運用収益	354,123	46,767	307,356
特定資産運用収益	354,123	46,767	307,356
事業収益	1,388,409,813	1,343,569,855	44,839,958
アーツカウンシル運営事業収益	2,075,332	1,980,043	95,289
グランシップ企画事業収益	90,858,484	78,770,308	12,088,176
受託事業収益	980,624,000	975,324,000	5,300,000
施設利用料収益	160,122,330	161,334,700	△ 1,212,370
駐車場事業収益	54,961,550	48,908,289	6,053,261
サービス料収益	88,829,417	66,122,986	22,706,431
自動販売機等管理事業設置収益	8,636,000	8,828,929	△ 192,929
友の会事業収益	2,302,700	2,300,600	2,100
受取補助金等	146,399,199	172,236,599	△ 25,837,400
受取国庫補助金	560,000	318,500	241,500
地方公共団体補助金(市・県)	128,851,199	156,967,099	△ 28,115,900
受取民間補助金	16,988,000	14,951,000	2,037,000
受取負担金	0	13,000,000	△ 13,000,000
受取負担金	0	13,000,000	△ 13,000,000
特別賛助会員会費	100,000	100,000	0
特別賛助会員会費	100,000	100,000	0
雑収益	4,224,402	3,493,733	730,669
雑収益	4,224,402	3,493,733	730,669
経常収益計	1,547,101,987	1,539,589,318	7,512,669
(2) 経常費用			
事業費	1,482,790,783	1,507,352,572	△ 24,561,789
役員報酬	4,792,489	4,787,356	5,133
給料手当	185,803,072	172,963,225	12,839,847
退職給付費用	11,167,521	10,127,646	1,039,875
賞与引当金繰入	16,466,541	16,426,794	39,747
福利厚生費	36,438,492	34,144,523	2,293,969
諸謝金	15,113,073	15,609,534	△ 496,461
旅費交通費	6,005,687	7,049,711	△ 1,044,024
消耗品費	20,260,537	18,807,056	1,453,481
食糧費	587,360	696,167	△ 108,807
印刷製本費	2,565,183	2,337,704	227,479
光熱水費	182,789,913	195,877,131	△ 13,087,218
通信運搬費	5,098,288	5,808,686	△ 710,398
修繕費	31,083,884	32,179,209	△ 1,095,325
保険料	1,442,674	1,494,909	△ 52,235
委託費	833,164,007	832,764,180	399,827
使用料及び賃借料	14,191,147	16,570,678	△ 2,379,531
広告宣伝費	27,793,816	31,239,136	△ 3,445,320
負担金、補助及び交付金	53,079,590	82,161,323	△ 29,081,733
手数料	9,535,473	7,172,169	2,363,304
租税公課	22,482,775	16,446,150	6,036,625
雑費	43,041	39,862	3,179
減価償却費	2,598,200	2,649,423	△ 51,223
貸倒損失	288,020	0	288,020

(単位:円)

科 目	R7年度	R6年度	差 額
管理費	21,790,052	21,812,417	△ 22,365
役員報酬	2,442,924	2,324,724	118,200
給料手当	5,123,823	4,970,445	153,378
退職給付費用	202,679	184,689	17,990
賞与引当金繰入	496,185	479,348	16,837
福利厚生費	1,474,651	1,413,745	60,906
旅費交通費	117,624	69,390	48,234
消耗品費	29,524	28,573	951
食糧費	21,607	11,568	10,039
光熱水費	9,760,098	10,296,358	△ 536,260
通信運搬費	95,738	93,934	1,804
保険料	162,471	161,922	549
委託費	1,408,000	1,408,000	0
使用料及び賃借料	153,802	169,232	△ 15,430
負担金、補助及び交付金	72,000	72,000	0
手数料	67,855	47,978	19,877
租税公課	71,931	71,931	0
雑費	89,140	8,580	80,560
経常費用計	1,504,580,835	1,529,164,989	△ 24,584,154
評価損益等調整前当期経常増減額	42,521,152	10,424,329	32,096,823
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	42,521,152	10,424,329	32,096,823
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	42,521,152	10,424,329	32,096,823
法人税、住民税及び事業税	6,882,900	6,082,100	800,800
税引後当期一般正味財産増減額	35,638,252	4,342,229	31,296,023
一般正味財産期首残高	253,887,034	249,544,805	4,342,229
一般正味財産期末残高	289,525,286	253,887,034	35,638,252
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
①基本財産評価益	340,200	0	340,200
②基本財産評価損	25,160,000	39,816,376	△ 14,656,376
③基本財産売却損	0	930,546	△ 930,546
当期指定正味財産増減額	△ 24,819,800	△ 40,746,922	15,927,122
指定正味財産期首残高	972,048,917	1,012,795,839	△ 40,746,922
指定正味財産期末残高	947,229,117	972,048,917	△ 24,819,800
Ⅲ 正味財産期末残高	1,236,754,403	1,225,935,951	10,818,452

正味財産増減計算書
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小 計			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	4,385,670	0	0	0	3,228,780		7,614,450
基本財産等運用収益	4,385,670	0	0	0	3,228,780		7,614,450
特定資産運用収益	0	0	0	0	354,123		354,123
特定資産運用収益	0	0	0	0	354,123		354,123
事業収益	829,843,233	542,025,718	9,025,581	551,051,299	10,427,366	△ 2,912,085	1,388,409,813
アーツカウンシル運営事業収益	2,075,332	0	0	0	0		2,075,332
グランシップ企画事業収益	92,185,784	0	0	0	0	△ 1,327,300	90,858,484
受託事業収益	651,212,717	312,261,036	6,722,881	318,983,917	10,427,366		980,624,000
施設利用料収益	84,369,400	76,028,700	0	76,028,700	0	△ 275,770	160,122,330
駐車場事業収益	0	54,961,550	0	54,961,550	0		54,961,550
サービス料収益	0	90,138,432	0	90,138,432	0	△ 1,309,015	88,829,417
自動販売機等管理事業収益	0	8,636,000	0	8,636,000	0		8,636,000
友の会事業収益	0	0	2,302,700	2,302,700	0		2,302,700
受取補助金等	146,399,199	0	0	0	0		146,399,199
受取国庫補助金	560,000	0	0	0	0		560,000
受取地方公共団体補助金（市・県）	128,851,199	0	0	0	0		128,851,199
受取民間補助金	16,988,000	0	0	0	0		16,988,000
受取負担金	0	0	0	0	0		0
受取負担金	0	0	0	0	0		0
特別賛助会員会費	100,000	0	0	0	0		100,000
特別賛助会員会費	100,000	0	0	0	0		100,000
雑収益	200,469	4,023,933	0	4,023,933	0		4,224,402
雑収益	200,469	4,023,933	0	4,023,933	0		4,224,402
経常収益計	980,928,571	546,049,651	9,025,581	555,075,232	14,010,269	△ 2,912,085	1,547,101,987
(2) 経常費用							
事業費	978,702,749	497,450,797	9,549,322	507,000,119		△ 2,912,085	1,482,790,783
役員報酬	3,477,979	972,189	342,321	1,314,510		0	4,792,489
給料手当	147,859,057	35,451,346	2,492,669	37,944,015		0	185,803,072
退職給付費用	8,971,821	2,043,690	152,010	2,195,700		0	11,167,521
賞与引当金繰入	12,792,086	3,433,067	241,388	3,674,455		0	16,466,541
福利厚生費	28,257,353	7,576,944	604,195	8,181,139		0	36,438,492
諸謝金	14,992,433	120,640	0	120,640		0	15,113,073
旅費交通費	5,816,031	189,656	0	189,656		0	6,005,687
消耗品費	12,461,748	7,805,389	0	7,805,389		△ 6,600	20,260,537
食糧費	831,527	1,423	0	1,423		△ 245,590	587,360
印刷製本費	2,494,076	71,107	0	71,107		0	2,565,183
光熱水費	126,122,663	53,031,137	3,636,113	56,667,250		0	182,789,913
通信運搬費	3,766,368	732,645	672,975	1,405,620		△ 73,700	5,098,288
修繕費	16,796,305	14,287,579	0	14,287,579		0	31,083,884
保険料	1,063,080	356,317	23,277	379,594		0	1,442,674
委託費	481,465,326	351,744,331	0	351,744,331		△ 45,650	833,164,007
使用料及び賃借料	8,750,351	6,035,967	57,074	6,093,041		△ 652,245	14,191,147
広告宣伝費	27,793,816	0	0	0		0	27,793,816
負担金、補助及び交付金	52,851,134	228,456	1,327,300	1,555,756		△ 1,327,300	53,079,590
手数料	8,800,695	1,295,778	0	1,295,778		△ 561,000	9,535,473
租税公課	11,912,813	10,569,962	0	10,569,962		0	22,482,775
雑費	43,041	0	0	0		0	43,041
減価償却費	1,231,547	1,366,653	0	1,366,653		0	2,598,200
貸倒損失	151,499	136,521	0	136,521		0	288,020

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小 計			
管理費					21,790,052		21,790,052
役員報酬					2,442,924		2,442,924
給料手当					5,123,823		5,123,823
退職給付費用					202,679		202,679
賞与引当金繰入					496,185		496,185
福利厚生費					1,474,651		1,474,651
旅費交通費					117,624		117,624
消耗品費					29,524		29,524
食糧費					21,607		21,607
光熱水費					9,760,098		9,760,098
通信運搬費					95,738		95,738
保険料					162,471		162,471
委託費					1,408,000		1,408,000
使用料及び賃借料					153,802		153,802
負担金、補助及び交付金					72,000		72,000
手数料					67,855		67,855
租税公課					71,931		71,931
雑費					89,140		89,140
経常費用計	978,702,749	497,450,797	9,549,322	507,000,119	21,790,052	△ 2,912,085	1,504,580,835
評価損益等調整前当期経常増減額	2,225,822	48,598,854	△ 523,741	48,075,113	△ 7,779,783	0	42,521,152
基本財産評価損益等							0
評価損益等計	0	0	0	0	0		0
当期経常増減額	2,225,822	48,598,854	△ 523,741	48,075,113	△ 7,779,783	0	42,521,152
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
前期損益修正益	0	0	0	0	0		0
経常外収益計	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0		0
他会計振替額	20,331,193	△ 27,769,609	△ 341,367	△ 28,110,976	7,779,783		0
税引前当期一般正味財産増減額	22,557,015	20,829,245	△ 865,108	19,964,137	0	0	42,521,152
法人税、住民税及び事業税	0	6,882,900	0	6,882,900	0		6,882,900
税引後当期一般正味財産増減額	22,557,015	13,946,345	△ 865,108	13,081,237	0	0	35,638,252
一般正味財産期首残高	13,731,577	231,427,283	8,389,394	239,816,677	338,780		253,887,034
一般正味財産期末残高	36,288,592	245,373,628	7,524,286	252,897,914	338,780	0	289,525,286
II 指定正味財産増減の部							
①基本財産評価益	204,120	0	0	0	136,080		340,200
②基本財産評価損	15,096,000	0	0	0	10,064,000		25,160,000
③基本財産売却損	0	0	0	0	0		0
当期指定正味財産増減額	△ 14,891,880	0	0	0	△ 9,927,920		△ 24,819,800
指定正味財産期首残高	583,229,350	0	0	0	388,819,567		972,048,917
指定正味財産期末残高	568,337,470	0	0	0	378,891,647		947,229,117
III 正味財産期末残高	604,626,062	245,373,628	7,524,286	252,897,914	379,230,427		1,236,754,403

貸借対照表

令和8年3月31日時点

(単位:円)

科 目	R7年度	R6年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金	1,621,610	1,558,480	63,130
普通預金	223,283,369	162,772,627	60,510,742
貯蔵品	9,383,000	9,636,000	△ 253,000
未収金	54,163,337	33,357,089	20,806,248
前払金	1,687,886	1,780,858	△ 92,972
立替金	2,209,159	1,860,719	348,440
流動資産合計	292,348,361	210,965,773	81,382,588
2 固定資産			
(1)基本財産			
投資有価証券等	929,110,200	953,930,000	△ 24,819,800
普通預金	18,118,917	18,118,917	0
基本財産合計	947,229,117	972,048,917	△ 24,819,800
(2)特定資産			
退職給付引当資産	63,899,300	58,043,900	5,855,400
企画事業積立資産	57,709,779	57,709,779	0
指定管理事業積立資産	136,650,896	136,650,896	0
友の会事業積立資産	5,145,789	5,898,649	△ 752,860
特定資産合計	263,405,764	258,303,224	5,102,540
(3)その他固定資産			
什器備品	153,270	331,470	△ 178,200
電話加入権	144,000	144,000	0
ソフトウェア	4,840,000	7,260,000	△ 2,420,000
その他固定資産合計	5,137,270	7,735,470	△ 2,598,200
固定資産合計	1,215,772,151	1,238,087,611	△ 22,315,460
資産合計	1,508,120,512	1,449,053,384	59,067,128
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	156,972,594	132,504,288	24,468,306
預り金	1,743,817	917,021	826,796
前受金	31,787,672	14,746,082	17,041,590
賞与引当金	16,962,726	16,906,142	56,584
流動負債合計	207,466,809	165,073,533	42,393,276
2 固定負債			
退職給付引当金	63,899,300	58,043,900	5,855,400
固定負債合計	63,899,300	58,043,900	5,855,400
負債合計	271,366,109	223,117,433	48,248,676
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	947,229,117	972,048,917	△ 24,819,800
(うち基本財産への充当額)	(947,229,117)	(972,048,917)	(△ 24,819,800)
2 一般正味財産	289,525,286	253,887,034	35,638,252
(うち特定資産への充当額)	(199,506,464)	(200,259,324)	(△ 752,860)
正味財産合計	1,236,754,403	1,225,935,951	10,818,452
負債及び正味財産合計	1,508,120,512	1,449,053,384	59,067,128

計算書類に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① その他の有価証券

市場価格のあるものは時価評価により、市場価格のないものは取得価格により評価している。

(2) 棚卸資産（貯蔵品）の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① その他固定資産

定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

常勤役員及び職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（公益財団法人静岡県文化財団退職給与支給規程に基づき計算した当期末自己都合要支給額）に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

③ 貸倒引当金

債券の貸倒損失に備えるため、一般債権については法定繰入率により、貸倒懸念債権、破産更生債権等については個別に回収可能性を勘案し回収不能額を計上している。

(5) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引又はリース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引に限る。）については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(7) 税効果会計の適用

法人税法上の収益事業を実施しているが、過年度及び当年度に発生した一時差異に係る税金の額に重要性が乏しいことから、税効果会計は適用していない。

なお、法人税、住民税（均等割を除く。）及び事業税については、当期一般正味財産増減額に対する重要性が高いことから、独立区分表記している。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

（単位：円）

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券等	953,930,000	340,200	25,160,000	929,110,200
普通預金	18,118,917	0	0	18,118,917
計	972,048,917	340,200	25,160,000	947,229,117
特定資産				
退職給付引当資産	58,043,900	10,061,900	4,206,500	63,899,300
企画事業積立資産	57,709,779	0	0	57,709,779
指定管理事業積立資産	136,650,896	0	0	136,650,896
友の会事業積立資産	5,898,649	0	752,860	5,145,789
計	258,303,224	10,061,900	4,959,360	263,405,764
合 計	1,230,352,141	10,402,100	30,119,360	1,210,634,881

※令和8年度に、税引後当期一般正味財産増減額のうち865,108円を友の会事業積立資産より取崩し、収益事業会計分は、公益目的事業会計分に充当する。

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対する額)
基本財産				
投資有価証券等	929,110,200	(929,110,200)	—	—
普通預金	18,118,917	(18,118,917)	—	—
計	947,229,117	(947,229,117)	—	—
特定資産				
退職給付引当資産	63,899,300	—	—	(63,899,300)
企画事業積立資産	57,709,779	—	(57,709,779)	—
指定管理事業積立資産	136,650,896	—	(136,650,896)	—
友の会事業積立資産	5,145,789	—	(5,145,789)	—
計	263,405,764	—	(199,506,464)	(63,899,300)
合 計	1,210,634,881	(947,229,117)	(199,506,464)	(63,899,300)

4 担保に供している資産

該当する資産なし

5 固定資産の取得価額、減価償却累計及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
その他の固定資産			
什器備品	6,408,400	6,255,130	153,270
電話加入権	144,000	0	144,000
ソフトウェア	12,100,000	7,260,000	4,840,000
合 計	18,652,400	13,515,130	5,137,270

6 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

令和7年度期末において満期保有目的の債券は保有していない。

7 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
文化芸術振興費補助金（劇場・音楽堂における子供舞台芸術鑑賞体験支援事業）	文化庁	0	560,000	560,000	0	—
アーツカウンシル運営事業補助金	静岡県	0	128,851,199	128,851,199	0	—
文化芸術振興費補助金による助成金（劇場・音楽堂等機能強化推進事業 公演事業）	（独）日本芸術文化振興会	0	8,512,000	8,512,000	0	—
文化芸術振興費補助金による助成金（劇場・音楽堂等機能強化推進事業 人材養成事業）	（独）日本芸術文化振興会	0	926,000	926,000	0	—
文化芸術振興費補助金による助成金（劇場・音楽堂等機能強化推進事業 普及啓発事業）	（独）日本芸術文化振興会	0	7,050,000	7,050,000	0	—
地域文化・芸術活動助成事業助成金	（一財）地域創造	0	500,000	500,000	0	—
合 計		0	146,399,199	146,399,199	0	

財 産 目 録
令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金 額			
(流動資産)	現金	小口現金	運転資金として	1,621,610			
		手元保管現金	運転資金として	30,000			
		両替等準備金	両替準備金として	280,910			
				1,310,700			
	預金	普通預金		223,283,369			
		静岡銀行県庁支店（一般会計）	運転資金として	37,063,713			
		静岡信用金庫池田支店（一般会計）	運転資金として	107,896,110			
		静岡信用金庫池田支店（自販機管理）	運転資金として	21,299,817			
		静岡信用金庫池田支店（友の会事業）	運転資金として	16,928,791			
		静岡信用金庫池田支店（企画事業チケット）	運転資金として	21,950,086			
		静岡信用金庫池田支店（貸館収入管理）	運転資金として	15,888,038			
		静岡信用金庫池田支店（静岡の文化）	運転資金として	112,909			
		郵便振替口座（企画事業チケット）	運転資金として	2,078,811			
		郵便振替口座（しずおかの文化）	運転資金として	65,094			
		貯蔵品	大ホール座席エアキャスター	公益目的事業、収益等事業の共用資産	9,383,000		
未収金	未収金	補助金、施設使用料の未収等	54,163,337				
前払金	前払金	施設賠償責任保険等の前払分	1,687,886				
立替金	立替金	光熱水費等の立替金	2,209,159				
流動資産合計				292,348,361			
(固定資産)	基本財産	投資有価証券		947,229,117			
				929,110,200			
			地方債等	929,110,200			
			静岡県債(4-15)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	199,160,000		
			静岡県債(8-15)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	191,860,000		
			北海道債(29-9)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	185,560,200		
			北海道債（6-1）	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	178,800,000		
			大阪府債(483)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	91,440,000		
			大阪府債(R2-1)	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	82,290,000		
			預金		18,118,917		
			普通預金		18,118,917		
			静岡信用金庫池田支店	公益目的保有財産で運用益を公益目的事業と管理業務の財源として使用	18,118,917		
			特定資産	退職給付引当資産	普通預金		263,405,764
					静岡信用金庫池田支店	職員退職金の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	63,899,300
		企画事業積立資産	定期預金		63,899,300		
		静岡信用金庫池田支店	企画事業の積立預金で公益目的事業の資産	57,709,779			
	指定管理事業積立資産			57,709,779			
		定期預金		136,650,896			
		静岡銀行県庁支店	指定管理事業の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	30,000,000			
		定期預金		30,000,000			
		静岡信用金庫池田支店	指定管理事業の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	100,000,000			
		普通預金		100,000,000			
		静岡信用金庫池田支店	指定管理事業の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	6,650,896			
		静岡信用金庫池田支店	指定管理事業の積立預金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	6,650,896			
	友の会事業積立資産	普通預金		5,145,789			
		静岡信用金庫池田支店	友の会事業の積立預金でその他事業の資産	5,145,789			
その他固定資産				5,137,270			
	什器備品		公益目的事業、収益等事業の共用資産	153,270			
	電話加入権		公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	144,000			
	ソフトウェア		公益目的事業、収益等事業の共用資産	4,840,000			
固定資産合計				1,215,772,151			
資 産 合 計				1,508,120,512			

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的	金 額
(流動負債)	未払金		公益目的事業、収益等事業、管理業務の未払金	156,972,594
	預り金		公益目的事業、収益等事業、管理業務の預り金	1,743,817
	前受金		公益目的事業、収益等事業の前受金	31,787,672
	賞与引当金		常勤役員及び職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の4/6を引当	16,962,726
流動負債合計				207,466,809
(固定負債)	退職給付引当金		職員退職金の積立金で公益目的事業、収益等事業、管理業務の共用資産	63,899,300
固定負債合計				63,899,300
負 債 合 計				271,366,109
正 味 財 産				1,236,754,403

附 属 明 細 書

1 基本財産及び特定資産の明細

基本財産及び特定資産については、計算書類の注記に記載しているため、記載を省略する。
また、基本財産と特定資産の重要な増減はない。

2 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	16,906,142	16,962,726	16,906,142		16,962,726
退職給付引当金	58,043,900	10,061,900	4,206,500		63,899,300

令和8年度公益財団法人静岡県文化財団 事業計画

I 基本方針

本財団では、「静岡県文化振興基本計画」及び県の文化振興施策を踏まえ、グランシップの指定管理者や「アーツカウンシルしずおか」として、静岡県の文化振興の牽引者の役割を担い、文化芸術の振興と国内外の交流を推進してきた。令和8年度は、現在策定中の第6期静岡県文化振興基本計画における当財団の役割を十分に認識・理解したうえで、グランシップ第5期指定管理の最終年度として、指標となる数値目標を達成できるよう業務の見直しを行うとともに、これまでの取組と成果の検証を踏まえ、次期指定管理に向けた新たな計画策定を進めていく。さらに、県が掲げる「ウェルビーイング」の実現に向けて、文化の力を活用する事業を推進していく。

グランシップ企画事業を始めとする文化事業においては、これまで実施してきた各種取組の実績を踏まえ、グランシップを拠点として、静岡県ならではの事業や、県民のニーズを踏まえた事業等を企画・実施するとともに、県の財団として、全県域を視野に入れ、県公立文化施設協議会加盟館や文化団体等との協働を図る。

アーツカウンシルしずおかは、創立から5年間、県民すべてが芸術文化活動の当事者となることを目指してきた。その実現のため、今まで蓄積した実績を礎に、地域資源の活用や社会課題に対応した創造的な取組であるアートプロジェクト支援を中心として、県民、地域のアーティスト等のクリエイティブ人材、民間公益団体、企業、行政等との幅広いパートナーシップをさらに発展させる施策を進めていく。また、こうした活動と調査研究を通して得られた知見を文化政策の提言につなげていく。特にウェルビーイングの実現には、政策間の連携と総合化が不可欠であり、文化政策がその要にあることの理解を様々な機会を通して促進していく。

グランシップの施設利用に関しては、コンベンションの誘致と施設利用件数及び利用率の向上を図り、国内外との交流の拠点や情報発信の拠点として、交流人口や関係人口の拡大の役割を果たしていく。また、グランシップの施設整備に関しては、故障個所の迅速な修繕や、県と連携しての計画的な設備更新を実施するとともに、多様なニーズへの対応を進めることで、安心・安全、快適な施設としての利用者への提供を図る。

さらに、財団運営については、次期指定管理受託を見据え、静岡県の文化政策の具現化を実行する組織としての役割を果たすため、自主財源の確保による財務体質の強化を図るとともに、専門家集団にふさわしい人材の育成と確保を推進していく。

【財団の担う役割】（改訂静岡県文化財団中期構想より）

- ・多様化するニーズに応え、次世代を担う子どもたちをはじめ、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境を創る。
- ・地域資源の活用や社会課題への対応を図る社会の様々な分野の担い手の創造的な活動を積極的に支援するとともに、担い手となる人材を育成する。
- ・学術・文化芸術への支援と、国内外との交流を促進する。
- ・新しい時代に対して、足腰の強い財団経営を実現するとともに、職員の知見を高め、一致協力して業務に取り組む専門家集団を目指す。

Ⅱ 事業概要

(1) 文化芸術の振興

コロナ禍を契機とした生活様式の変化やデジタル技術の進展により、県民の価値観や文化芸術へのニーズは一層多様化し、物価高騰の影響を受けて経済性を重視する傾向が強くなっている。しかし、一方で、心の豊かさや安らぎを求め、文化芸術体験や参加型の文化芸術活動への期待も大きくなっている。こうした社会環境の変化を踏まえ、県民が多彩な文化芸術に触れられる多様な機会を創出することで、県の掲げるウェルビーイング社会の実現に寄与していく。

グランシップ企画事業については、グランシップ次期指定管理者選定を見据え、これまで実施してきたアウトリーチや子ども・子育て世代の支援、県民参加事業など公益性の高い事業を継続・拡充するとともに、より多くの方に観ていただく、参加していただくため、若い世代や新たな観客層の開拓を進めながら、質・量・採算性の最適なバランスを追求した事業展開を図る。

また、アーツカウンシルしずおかは、県民すべてが表現者となることを目指し、これまで蓄積した経験とノウハウを活用しながら、創造的な活動への支援事業の継続、高齢者等の表現活動の促進、人材育成・ネットワーク化事業等に取り組み、文化を取り巻く人々のプラットフォームとして地域の文化を支援していく。

グランシップ企画事業【中期構想項目別の内訳】

項 目	事業本数	入場者数
未来を担うこどもたちのために	20	46,350
あらゆる世代の多様なニーズに応える	14	12,800
集いと創造の拠点	3	31,590
伝統芸能の継承と発展	5	3,450
合 計	42	94,190

グランシップ企画事業【事業形態別の内訳】

事業形態	事業本数	入場者数
心を豊かにする多彩な鑑賞	18	14,450
関心・理解・親しみを深める教育普及	15	6,900
誰もが主人公となる県民参加	9	72,840
合 計	42	94,190

※ グランシップ企画事業：42 事業、94,190 人 人材養成事業：2 事業、810 人 計：95,000 人

① 文化芸術との幸せな出会いの提供による寛容な社会の形成

経済格差の拡大や、個々の趣味嗜好の多様化等、社会状況の変化に対応し、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境を創ることで、多様性を認め合う寛容な社会の形成に寄与する。特に、次世代を担う子どもたちについては、年齢・成長段階に応じたプログラムや、各種鑑賞支援策に取り組むことで、文化・芸術に触れる機会を創出する。

ア 未来を担う子どもたちのために

静岡県で育つ子どもたちが、年齢・成長段階に応じ、地域格差や所得格差にかかわらず文化芸術を体験する機会を提供する。

○ 子ども・学生への鑑賞支援の実施（文化事業課）

- ・ 5月の「グランシップこどものくに」、8月の「ダンボールおぼけらんど」、12月の「冬のおくりもの〜こどもたちのための静フィルクリスマスコンサート」と季節に合わせて親子で楽しめる事業を1年を通して実施し、幅広い年齢の子どもたちが創造力や豊かな感性を育むことができるプログラムを実施する。
- ・ 静岡県内のどの地域で生活する子どもたちも文化芸術に触れる機会を得られる環境づくりを目指し、積極的に県内各地の学校等に出向く「グランシップ子どもアート体験！学校プログラム」（アウトリーチ）を実施する。児童生徒の年齢や地域の特性、学校のニーズ等を考慮したグランシップオリジナルプログラムを提供し、国内外の第一線で活躍するアーティストの演奏・実演を通して、子どもたちが文化芸術への関心を高め、新しい世界への扉を開くきっかけを作る。
- ・ 静岡県ひとり親福祉連合会と連携し、ひとり親家庭等への公演招待を継続して行う。
- ・ 伝統芸能に触れることで日本の文化的価値を再認識し、グローバルな視野を持つ契機となる「国立劇場 歌舞伎鑑賞教室」等を実施するほか、ホールでのオーケストラ体験となる「中高生のためのオーケストラ」を御殿場市民会館にて開催する。
- ・ 学校・部活単位等での劇場体験を促進する「中高生鑑賞プラン・交通費支援」制度を実施すると同時に、部活動の地域移行を見据えた制度の拡充を検討する。
- ・ 原則1,000円の「こども・学生チケット（座席指定可）」の実施により、若い世代が劇場において多彩な文化芸術に触れられるよう支援する。また、県内全高校生を対象に県内の文化ホールの公演情報を提供し、観劇ごとにポイントが貯まる「高校生アトラリー」等、未来を担う世代の文化芸術体験を促進する事業も県内の公立文化施設と協力して実施する。
- ・ 上記支援事業を将来にわたり継続していくため、令和6年度に開始した「グランシップ子どもたちのための文化芸術プロジェクト」は、さらなる支援企業の拡大を図る。

○ 県委託事業の実施（文化事業課）

- ・ 県の「子どもが文化と出会う機会創出事業（音楽）」後継事業に、富士山静岡交響楽団等と協働で設立する実行委員会の中核として参画し、事業を推進する。

イ あらゆる世代の多様なニーズに応える

幅広い世代がグランシップに足を運ぶことを目指し、グランシップファンの獲得、県民ニーズを意識した事業を実施する。

- ・ コン서트などの鑑賞公演及び参加型のイベント、公演の理解を深めるためのレクチャーなど、地域・世代・障がいの有無等に関わりなく、全ての人々に対して、あらゆるジャンルの文化芸術の提供に取り組む。あわせて、誰もが気軽に足を運ぶことができ、何らかの情報や感動が得られ、一緒に創り参加することができる環境づくりを進める。

(ア) 静岡の魅力の再認識 (文化事業課)

若手ピアニストの登竜門として知られる浜松国際ピアノコンクールの前回優勝者である鈴木愛美がグランシップに初登場する「鈴木愛美ピアノ・リサイタル」、静岡にゆかりのある出演者によるクロスオーバーライブ「静岡 J AM」のほか、障がいの有無を超え、誰もが持つ豊かな感性の素晴らしさを伝える展覧会として開催する「グランシップ誰もが wonderful アート」では、県内特別支援学校児童・生徒の作品と合わせて伊東市在住の美術家・絵本作家である田島征三氏の作品を同時展示するなど、多彩な静岡の魅力に触れる機会を創出する。

(イ) 新たな客層への訴求 (文化事業課)

神戸文化ホール、横浜赤レンガ倉庫と協働で取り組む新作ダンス公演「STILL LIFE」、日本を代表するチェリストである宮田大が人間国宝の桐竹勘十郎（文楽人形遣い）をゲストに迎える「—音楽と伝統芸能の共演— 宮田大チェロ・リサイタル 特別ゲスト桐竹勘十郎」、トランペット界の新星としていま最も注目される松井秀太郎と、これからの活躍に期待がかかる若手メンバーとのカルテットによる「グランシッププレミアム・ジャズ・ライブ 松井秀太郎カルテット」など、従来の枠組みにとらわれない先進的なプログラムを展開し、新たな客層の開拓を図る。

(ウ) 県民との協働事業の実施 (文化事業課)

県内で活躍するビッグバンドがグランシップに集結し、真夏のジャズイベントとして個性豊かなパフォーマンスを披露する「グランシップ ビッグバンド・ジャズ・フェスティバル 2026」、静岡大学川原崎研究室との共同で静岡の伝統工芸を活用したグランシップオリジナルクリスマスツリーを制作・展示する「グランシップ 冬のおくりもの」など、地域に根ざした取組を継続して実施する。

(エ) 期待に応える鑑賞機会の提供 (文化事業課)

2021 年第 18 回ショパン国際ピアノコンクール優勝者による「ブルース・リウ ピアノ・リサイタル」、創立 100 年を迎える NHK 交響楽団初のオール ジョン・ウィリアムズプログラムとなる「原田慶太楼指揮 NHK 交響楽団〜ジョン・ウィリアムズの世界」、人間国宝である五街道雲助一門による「グランシップ寄席〜五街道雲助一門会」など、多様なジャンルで幅広い層に支持される質の高いプログラムを実施する。

(オ) 住民主体のアートプロジェクトを支援 (アーツカウンシル課)

「文化芸術による地域振興プログラム助成」により、多様な県民の交流やこどもから高齢者まで幅広い表現活動を取り入れた住民プロジェクトを支援する。

ウ 集いと創造の拠点

(ア) 集いと発信の拠点 (各課共通)

- ・鉄道愛好者だけでなく家族皆で楽しめる日本最大級の鉄道模型イベント「グランシップトレインフェスタ」は、JR東日本、「駿河屋」傘下の鉄道模型会社等の新規出展、静岡ホビーショーとの同日開催等、企業連携を積極的に進めることにより、県外への事業PRや地域経済波及効果への寄与を目指す。
- ・5月のゴールデンウィークに開催する「グランシップこどものくに」は、昨年に続き「グランシップスプリングフェスティバル」として広場でのあおぞらマルシェを同時開催し、幅広い世代がグランシップで集い楽しむ場を提供する。
- ・「ふじのくに芸術祭」の開催やグランシップの施設利用を促進することにより、鑑賞機会の提供のみならず、県民をはじめとする参加者が主体的に学術・文化芸術を創造、発信できる機会を多く提供し、人々の心豊かな県民生活の実現に寄与する。

(イ) 効果的な広報 (各課共通)

- ・グランシップが実施する公演・イベントに多くの県民が鑑賞・参加することで、多くの人が集い、多彩な文化芸術に触れ、心豊かな生活を実現できるようにするため、事業内容に合わせて情報提供のツールやターゲット等を意識する。あわせて、新規顧客創出のためにも、様々な媒体を使用して幅広く情報を発信する。
- ・財団ウェブサイトにおいて、グランシップ及びアーツカウンシルの専用サイトと連携して、静岡県の文化芸術の魅力、財団の役割や活動を積極的に発信する。
- ・様々なジャンルの公演を楽しむためのメンバーシップ制度である無料の友の会制度を運営し、購入に応じたポイント付与などの特典制度を継続する。公演に付随したレクチャーの実施、グランシップマガジンでの出演者等のインタビュー記事により、事業の魅力をより深く伝え、グランシップファンの拡大を図る。
- ・各事業は、PDCAの視点でそれぞれの部署や事業内容に応じて評価制度を設け、アンケート調査や利用者会議などを実施して様々な角度からの意見や評価を取り入れ、事業の成果や課題を的確に把握するよう努める。

エ 伝統芸能の継承と発展 (文化事業課)(アーツカウンシル課)

- ・「国立劇場 歌舞伎鑑賞教室」「能楽入門公演」「人形浄瑠璃文楽」は、解説、着物来場者へのプレゼントやロビー展示等を通して、伝統芸能を初めて体験する方や学生にも分かりやすく楽しめる事業として実施する。また、「グランシップ静岡能」では、多言語字幕で能の鑑賞をサポートするサービスである「能サポ」を取り入れ、多くの人が能楽への理解を深められる公演を目指す。
- ・小中学校において実施する「グランシップ子どもアート体験！学校プログラム」(アウトリーチ)は、文楽や狂言に加えて、東海道の往来により本県とゆかりの多い講談、浪曲なども実施することにより、多彩な切り口で日本の伝統芸能に子どものうちから触れる機会を創出する。

- ・県内の大学と連携した「伝統芸能普及プログラム」では、大学生が歌舞伎、文楽、講談、浪曲などについて、体験を交えながら演者にも触れられる機会を創出し、次世代への紹介の機会とする。
- ・アーツカウンシルしずおかは、伝統芸能を活用した地域振興活動に対し助言等を行い、地域コミュニティの振興に寄与する。

② 文化を取り巻く人々のプラットフォームとして地域の文化を支援

「アーツカウンシルしずおか」は、令和3年の創設から5年間、すべての県民をつくり手として、誰もが有する創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な地域づくりに貢献するため活動を続けている。各分野でのアーティストの活動機会の拡大やアートプロジェクトの未助成地域での住民プロデューサーの掘り起こしを推進する。

また、文化の担い手を育成するため、グランシップ登録アーティスト制度を継続するとともに、参加者の拡大を目指して制度を見直したグランシップサポーターの運営を行う。

ア 社会の多様な担い手による創造的活動の支援

(ア) 文化芸術による地域振興プログラム（アーツカウンシル課）

アートプロジェクトを支援する助成制度を引き続き運用する。あわせて、文化芸術と社会をつなぐアートマネジメントの専門的人材であるプログラム・ディレクター及びプログラム・コーディネーター（以下「専門職員」という。）が、事業を進めるに当たっての助言等、担い手のニーズに合わせた伴走支援を行う。

特に、継続支援団体には文化政策実現の牽引者としての役割を期待した支援を図る。

助成の対象		助成金額 上限	助成率
事業の区分	対象		
地域クリエイティブ支援	創造的・先駆的事业を行うプログラム	5,000 千円	助成対象経費の4分の3以内又は2分の1以内
地域はじまり支援	創造的・先駆的事业の実施に向けて試行的に取り組むもの	300 千円	助成算定経費※の10分の10

(※) 助成事業の実施に要する経費から補助金、負担金、その他の収入（自己資金を除く）を控除したのち助成対象経費に該当する経費

(イ) 相談窓口の運営（アーツカウンシル課）

相談窓口では、アーティストやアートプロジェクト主催者、アーティストとのネットワークを構築したい企業の方など幅広い相談需要に応えるため、専門職員に加え、弁護士や税理士、中小企業診断士が随時相談に応じるとともに、幅広い見識をもつ特別相談員による相談会を開催する。令和5年度に開始した出張相談窓口も継続して実施する。

(ウ) 超老芸術と高齢者の表現活動促進 (アーツカウンシル課)

高齢になっても独自の表現活動を行う超老芸術を活用し、ウェルビーイングに寄与すると考えられる高齢者の表現を促進する。その一環として超老芸術作品を中心とした展覧会を開催する。

(エ) アートプロジェクトシンポジウムの開催 (アーツカウンシル課)

社会の様々な分野の担い手による地域資源の活用や、社会課題に対応した創造的な取組であるアートプロジェクトに係る広く一般に向けたシンポジウム等を開催することで、人々の創造性や潜在的な課題意識に働きかけ、住民主体の創造的取組の担い手および担い手を目指す人材の育成につなげる。

(オ) データベース化 (アーツカウンシル課)

アーツカウンシルしずおかで蓄積した、企業や行政等が活用しやすい地域の文化資源、文化活動、活動団体、アーティスト、メセナ活動、国内外の先進事例等の調査研究を新たな創造活動に活用できるよう、データベース化を進める。

(カ) グランシップ登録アーティスト、静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー(文化事業課)

地域で文化芸術活動を行うアーティストの活用を図るグランシップ登録アーティスト制度、県内の公立文化施設職員等を対象に文化の担い手を育成する取組として、静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナーを実施する。

事業	対象	内容
登録アーティスト制度	第二期登録アーティスト 3組8人 3年目(最終年)	学校アウトリーチへの出演、グランシップでのロビーコンサートや、こども食堂でのコンサート、年度末に卒業コンサートを実施
	第三期登録アーティスト	令和9年度から活動を開始する次期登録アーティストのオーディションを実施
静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー	県内公立文化施設職員等30人・延べ90人	経験年数に応じた2コース3日間のセミナーを開催。ニーズに沿った内容で実施

(キ) グランシップサポーター (文化事業課)

令和7年度より改定した制度での活動を開始した、グランシップの運営を支えるボランティアスタッフ「グランシップサポーター」について、新たに27人(大学生3人を含む)が登録され、昨年度より9人多い115人体制で活動する。

イ 様々な分野との連携

(ア) 人材育成、ネットワーク化事業 (アーツカウンシル課)

社会の様々な分野における課題の解決に資するため、企業、大学、市町等とのネットワークづくりを図り、ワーキンググループや意見交換会を開催する。

さらに、県による新文化施設（旧ヴァンジ美術館）の活用に向けて、令和6年度から県の委託を受け取り組む東部・伊豆地域の文化ネットワーク化を推進し、将来、体験・交流を中心とした広域地域芸術祭開催に向けての、県内の文化芸術活動や関係団体の掘り起こしとネットワーク構築を行う。

（イ）調査研究、県・市町・文化団体等への助言、政策提言（アーツカウンシル課）

これまで実施してきたパイロット事業や調査研究の結果等を基に、県・市町や関係機関に対し調査研究の結果等を発信していく。

令和8年度は東部・伊豆地域に点在する文化資源のリサーチ、掘り起こしを行い、東部・伊豆地域の文化ネットワーク形成に活用する。

また、主に行政職員を対象に、文化芸術と多分野との連携による地域活性化をテーマとした行政経営研究会を県と共催で実施する。

その他、県総合計画審議会、文化政策審議会等に参画し、提言を行うとともに市町の文化関係の委員会等への招聘にも応じ助言を行う。

（ウ）セミナー、フォーラムの開催（アーツカウンシル課）

フォーラム等の開催やTECH BEAT Shizuokaへの参画を通じて、行政や企業とクリエイティブ人材のマッチングを図る。また、住民プロデューサーや、社会課題への対応を図る人材、様々な分野との連携を目指すアーティスト、企業等を対象に研修等を行う。

（エ）クリエイティブ人材と企業等とのマッチング（アーツカウンシル課）

自治体や企業に対して、対象事業に関わる人々の創造性を引き出すためにクリエイティブ人材の派遣や紹介を行う。企業への派遣の実例を提示しながらクリエイティブ人材と企業とのマッチングを行い、同人材の活動領域の拡大に寄与するとともに、アートの力を活用した創造的な取組が多分野で活性化することを目指す。

（オ）マイクロ・アート・ワーケーション（MAW）（アーツカウンシル課）

住民とクリエイティブ人材が出会うきっかけをつくることで、文化芸術の力をまちづくり等、様々な分野に派生させるとともに、地域とクリエイティブ人材双方に多様な効果を生み出すことを目指す。

本事業は県内外から高く評価されており、その骨子は、以下の3点である。

- ・ワーケーションを行うクリエイティブ人材（旅人）と、旅人を迎え入れ地域住民との交流を支援する団体（ホスト）を募集し、マッチングを実施
- ・旅人は約1週間ホストの活動エリアに滞在し、地域の魅力をウェブサイトで発信
- ・ホストは、地域案内や住民との交流会等をコーディネート

これまでにMAWを実施した地域からは、「文化芸術による地域振興プログラム」への応募や、旅人とホストや旅人同士の継続的な交流など、本事業をきっかけとした新たなアートプロジェクトを展開する動きがみられる。引き続き「文化芸術による地域振興プログ

ラム」未実施地域を中心に、住民プロデューサーを発掘し、新たなアートプロジェクトの創出につなげ、地域コミュニティの創造再生のためのきっかけづくりに寄与する。

(カ) 顕彰事業等（文化事業課、アーツカウンシル課 他）

- ・財団設立当初より実施してきた「地域文化活動賞」をリニューアルし、令和5年度より開始した「ふじのくに地域づくり創造賞」を継続して実施する。アーツカウンシルしずおかの知見を活かし、社会課題への対応や地域資源を活用した創造的な活動の顕彰を通して、「新しい価値を暮らしの中に」創造していくという、財団が考える「文化活動」の新しいあり方や理念を、メッセージとして伝える機会とする。
- ・県公立文化施設協議会などの団体事務のほか、全国公立文化施設協会専門委員会の業務を担うことを通じて、県内のみならず更に広域的な連携を図り、文化芸術が生活に根差す土壌づくりを進める。

（２）国内外との交流

D Xの推進やA I利活用の汎用化により、人々の求める生活スタイルや価値観は大きく変化している。この変化に呼応して多様化したニーズに応え、グランシップを活用し学術・文化芸術への支援と国内外との交流を促進する役割を担うことが財団には求められている。

人の動きやグランシップの利用率がコロナ禍前に戻りつつある中で、施設利用に際しては、「あなたと世界を文化でつなぐ広場」、「にぎわいと活力を生み出す広場」を２つの柱に、事業を推進する。

- ・「あなたと世界を文化でつなぐ広場」では、文化芸術の創造及び参加活動を支援し、関係機関と積極的な連携を取りながらコンベンション等を誘致することで、静岡県と世界とがつながる国際コンベンションホールとしてのグランシップの活用を進める。
- ・「にぎわいと活力を生み出す広場」では、屋外でのイベントや、県民が気軽に来場できるイベントの誘致を積極的に行うことで、新県立図書館の整備を見据えながら、東静岡地区のにぎわいや地域住民のつながりが広まるよう、東静岡地区全体のにぎわい拠点としての役割を強化する。
- ・ウェブ会議等のオンラインコミュニケーションが急激に普及し、既存の開会方法にとらわれない催事が増えたことを踏まえ、さらに使いやすい施設となるよう、利用者の「多様なニーズに応える、安心・安全、快適な施設」運営を進める。

① あなたと世界を文化でつなぐ広場 （利用サービス課）

グランシップは開館当初から、国内外の交流を促す拠点として、静岡県民に限定されない多くの方々が来館し、静岡県の魅力を発信する役割を担っている。県と連携し、県のM I C E施策の一翼を担う事で国内外へ静岡県をP Rする。

- ・国際会議や国内学会等の開催を誘致するため、県、大規模コンベンション共同誘致協定を結んでいるツインメッセ静岡など県内各施設及び（公財）するが企画観光局と積極的に連携し、公共団体だけでなく、学校法人や静岡県内の県域団体の主催する団体、過去にグランシップで国際大会・国内大会を実施した主催者・団体やコンベンション企画運営事業者（P C O）、プロモーターなどに対し、定期的な情報収集や営業活動を行う。
- ・様々な文化活動に県民が触れる機会を増やすため、訪問営業したメディアやプロモーターの要望をくみ取ること、新たな催事利用を促進する。
- ・多様化するメディア文化芸術の活動を後押しするため、県や静岡市などと協働し、映画をはじめとする制作側のニーズを調査し、ロケーション撮影の利用を推進する。

② にぎわいと活力を生み出す広場 （総務課）（利用サービス課）（設備室）

静岡市によるアリーナ建設など、東静岡地区において新たなにぎわいにつながるまちづくりが進む中で、財団の使命である「人々が“集う・交流する”ことを促進する」のもと、東静岡駅エリアのにぎわいを創出し、これまでとは異なる新たな客層の方々の活力を生かすため、以下の項目を推進する。

- ・東静岡周辺のにぎわいに寄与するべく、県が実施する「東静岡駅県有地活用実証実験」や

屋外イベント・マルシェ等を運営している主催者に働きかけ、広場を活用したイベントの開催を後押しする。

- ・ボードゲームやDJなど、「推し活」を目的とした利用を積極的に受け入れ、グランシップの新たな利用方法として提案・定着することを目指す。
- ・整備方針が見直されることとなった新県立図書館については、今後の県の動向について情報収集を行い、東静岡地区のにぎわいに資するため積極的に連携していく。

③ 多様なニーズに応える、安心・安全、快適な施設（総務課）（利用サービス課）（設備室）

より多くの人々にグランシップを利用してもらうためには、公立文化施設として観客や利用者が心から安心・安全に利用できるものでなければならないという前提に加え、多様化したニーズに応えていく必要がある。またSDGsの観点からは、持続可能な社会の実現に向け、施設運営において貢献していくことが求められている。これらを踏まえ、次のことを実施する。

○ 安心・安全な施設

- ・令和7年度に大幅な見直しを行った消防・防災計画に基づき、PDCAサイクルを意識したより実践的な防災訓練を実施することにより、火災や自然災害等に柔軟に対応できる体制を維持する。
- ・県が策定した中期維持保全計画と連携した、計画的な設備更新の実施、故障個所の迅速な修繕に努める。
- ・持続可能な開発目標（SDGs）への取組として、省エネルギーを推進し環境に与える負荷を低減するため、エネルギー管理員の主導による効率的なエネルギー運用（電気・ガス使用を最適化）に取り組み、環境負荷低減を実現する消費エネルギーの管理を行う。さらに、電球交換時のLED灯への置き換え、利用者に影響がない範囲での共用部分の照明の節減、空調機器運転時間の短縮など、グランシップ常駐委託業者*と連携しながら省エネルギーの推進を図る。

（※）財団から警備、清掃、設備、舞台関連業務等を受託し、グランシップに常駐している委託業者

○ 快適な施設

- ・グランシップ全館に導入した高速通信回線を活用し、コンベンションのバーチャル化など、急速なデジタル化により生じた新しいニーズに対応するとともに、会議ホール、交流ホール、会議室等、多様な施設を有する当館の特性を生かし、催事に合わせた最適な施設の組み合わせや利用方法を提案することで、文化活動を側面から支援する。
- ・グランシップ常駐委託業者と協働して、主催者に代わりケータリングや清掃、臨時警備等の業務をワンストップサービスで受託する開催支援サービスを推進する。
- ・サービス向上委員会を開催し、グランシップ常駐委託業者と連携して適切な管理・運営を図るとともに、適宜適切に仕様の見直しの検討を継続する。
- ・県民に施設を身近なものとして認識してもらうため、将来の利用者となる小中学生等の社会科見学や職場体験を積極的に受け入れるとともに、効果の高い受け入れ態勢を構築する。

（３）財団経営の基盤強化

社会環境が大きく変化する中、新しい時代を見据え、文化振興における県の重要なパートナーとして、文化の力で県民生活の向上と活力ある社会づくりに寄与していくためには、財団自体が長期的に安定的な運営を実現する力を培い続けなければならない。このため、収入の確保と経費の削減に努め財団経営の安定化を図るとともに、個々の職員の能力育成及び職員が財団の使命達成のために注力できる環境づくりを進める。

① 持続的な活動を支える経営の安定化

先行きを見通すことが困難な現代社会において、環境の急速な変化に迅速に対応していけるよう、次の事項に取り組むことにより財団経営の安定化を図る。

ア 安定的な収入の確保 （文化事業課）（利用サービス課）

- ・国際会議や国内学会等の開催を誘致するため、関係機関と積極的に連携し、公共団体、学校法人、県域団体の主催する団体、過去にグランシップで国際大会・国内大会を実施した主催者・団体やコンベンション企画運営事業者（PCO）、プロモーターなどに対し、定期的な情報収集や営業活動を行う。
- ・様々な文化活動に県民が触れる機会を増やすため、訪問営業したメディア及びプロモーターからの要望をくみ取ることで、新たな催しの利用を促進する。
- ・グランシップ全館に導入した高速通信回線を活用し、コンベンションのバーチャル化など新しいニーズに対応したハイブリッド学会等のコンベンションを誘致する。
- ・公演内容やターゲットに合った各種媒体の複合的な活用に合わせて、広くスピーディーに多様な情報発信ができるウェブを中心とした広報活動を展開すると同時に、公演ごとのチケット購入者の分析を進め、収益の確保を図る。
- ・「中高生鑑賞プラン・交通費支援」制度や、原則 1,000 円の「子ども・学生チケット」、ひとり親家庭等への招待事業を将来にわたり継続していくため、令和 6 年度に開始した「グランシップ 子どもたちのための文化芸術プロジェクト」を継続し、積極的に企業協賛を募る。

イ 経費の節減 （設備室）

- ・電気、ガスの使用料単価が高水準のまま推移しているため、施設利用者に影響を与えない範囲での空調機器運転時間の短縮や、令和 7 年度末に LED 化された大ホール照明設備の運用開始により、効率的なエネルギー消費と省エネルギーを推進し、コスト削減を図る。また、コージェネレーション・システムを活用し、発電時の熱エネルギーを回収して空調熱源に再利用することで効率的なガス使用を実現しながら電気使用料の圧縮を図っていく。
- ・年間予算の過半を占める施設管理について、予算管理を厳格に行うとともに、今後増加が見込まれる施設修繕について、優先順位を定めて計画的に工事を執行する。

ウ 新公益法人制度・会計基準への対応と経営指標の活用（総務課）

- ・公益法人制度の改正とそれに伴う新公益法人会計基準（令和6年度基準）への移行について、令和9年度までの猶予期間を有効に利用して内容を十分に精査・研究した上で、事業に支障を及ぼすことなく、財務運営に有利になるよう適切に進めていく。
- ・財団の財務状況を客観的に分析する独自の経営指標について、令和7年度の検討結果を活用しながら調整、改善を行うとともに、新公益法人会計基準への移行に伴う影響についても反映させていく。

② 新しい社会環境での働き方

時代の変化に対応する安定した財団経営には、それを支える人材の確保と職員の育成だけでなく、社会環境や制度の変更に迅速に対応するとともに、組織力の向上が必要となる。これらを実現し、一致協力して業務に取り組む専門化集団を目指し、次の事項を実施する。

ア 職員が能力を発揮できる環境づくり（総務課）

- ・マネージャーと数人程度の職員からなるグループ制を効果的に運用し、業務状況の共有と確実な課題解決につなげるため、グループマネージャーの役割の明確化を図る。
- ・各職員が望む職務キャリアに応じたキャリアパス制度を運用し、財団の将来を担う幹部職員の育成を図るとともに、各業務に精通した職員を育成するコースも設け、各職員が目指すキャリア目標への道筋を明確にする。
- ・職員の情報共有の促進に向けて、各事業の情報や外部団体との連携等、財団を取り巻く状況について内部への広報に努めるとともに、チャットツール等を活用した誰もが情報にアクセスできるオープンな意思疎通により、財団内のコミュニケーション活性化を図る。
- ・労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施や人間ドック受診費用の助成により健康管理を進めるとともに、ストレスチェックの実施による意識環境の把握に取り組む。
- ・カスタマーハラスメント防止のための基本方針の策定と公表、対応マニュアルの作成等の取組により、グランシップ利用者等の権利の保護に配慮しつつ、職員の安全及び心身の健康並びに安定した財団業務の確保を図る。

イ 高い資質を有する人材の確保と育成（総務課）

- ・財団全体の業務や職種を理解、体験できるインターンシップを実施するとともに、優秀な新卒者を獲得するため、民間企業の採用活動とほぼ同時期に募集・試験を行う。また、県内の各大学出身職員による就活広報活動を引き続き実施する。
- ・新たに障害のある人の雇用に取り組み、特性に応じた活躍の場を提供することで、共生社会の実現に寄与するとともに、職員の意識向上を図り、職場環境の改善やコミュニケーションの活性化につなげる。
- ・7種類に細分化した勤務区分や、育児・介護のための短時間勤務等の制度などを活用し、個人のライフスタイルに沿った働き方ができる職場環境の整備を進め周知を図る。

- ・新規採用職員には、年齢の近い職員をメンターとして配置し、仕事や私生活の相談相手とすることで、その成長を支えるとともに、職場への定着を図る。
- ・人事評価制度を継続し、適切な目標設定と、目標達成に向けた管理職の支援及びフィードバックによって、職員の意欲及び資質の向上を図るとともに、休館日を活用した全職員参加研修では、経営改善に向けた意識改革及び行動変容を主目的に置き、業務に必要な知識やスキルの獲得や、財団内のコミュニケーション促進が図れる内容とする。
- ・職員の階層及び職種に応じた研修実施体系に基づき的確な研修機会を設けることで、職員一人ひとりが力を発揮できる組織についての知識向上を図り、実践に繋げる。
- ・アートマネジメントや広報等、職種別研修としては、県公立文化施設協議会や公立ホール連携支援研修の機会を積極的に活用し、年間を通じて計画的に実施する。

研修名	主な対象	内容
月例全体研修	全職員	・財団経営方針の理解 ・他部署理解と部門間連携 ・業務スキルの向上
新規採用職員研修	新卒等職員	・ビジネスマナーの基本 等
階層別研修	全職員	・ベテラン職員の役割 等
職種別研修	全職員	・アートマネジメント ・広報の基本 等

収 支 予 算 書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	R8年度	R7年度	差 額
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	7,614	7,590	24
基本財産等運用収益	7,614	7,590	24
特定資産運用収益	351	47	304
特定資産運用収益	351	47	304
事業収益	1,320,193	1,351,724	△ 31,531
アーツカウンシル運営事業収益	1,000	1,000	0
グランシップ企画事業収益	79,600	89,000	△ 9,400
受託事業収益	893,793	980,624	△ 86,831
施設利用料収益	188,000	165,000	23,000
駐車場事業収益	45,000	45,000	0
サービス料収益	102,000	60,000	42,000
自動販売機等管理事業設置収益	8,600	8,600	0
友の会事業収益	2,200	2,500	△ 300
受取補助金等	127,400	145,000	△ 17,600
地方公共団体補助金(市・県)	110,500	130,000	△ 19,500
受取民間補助金	16,900	15,000	1,900
受取負担金	4,000	0	4,000
受取負担金	4,000	0	4,000
特別賛助会員会費	100	100	0
特別賛助会員会費	100	100	0
雑収益	3,000	3,000	0
雑収益	3,000	3,000	0
経常収益計	1,462,658	1,507,461	△ 44,803
(2) 経常費用			
事業費	1,439,248	1,484,771	△ 45,523
役員報酬	4,719	4,609	110
給料手当	196,454	185,679	10,775
退職給付費用	10,041	9,164	877
賞与引当金繰入	17,061	17,692	△ 631
福利厚生費	37,821	36,036	1,785
諸謝金	16,029	15,567	462
旅費交通費	9,122	9,273	△ 151
消耗品費	20,470	19,461	1,009
食糧費	1,624	945	679
印刷製本費	3,888	3,765	123
光熱水費	191,356	185,480	5,876
通信運搬費	6,896	6,307	589
修繕費	30,030	30,054	△ 24
保険料	1,985	1,841	144
委託費	786,578	824,931	△ 38,353
使用料及び賃借料	13,611	15,091	△ 1,480
広告宣伝費	27,047	31,953	△ 4,906
負担金、補助及び交付金	33,758	58,028	△ 24,270
手数料	9,401	7,217	2,184
租税公課	18,671	18,851	△ 180
雑費	112	253	△ 141
減価償却費	2,574	2,574	0

(単位:千円)

科 目	R8年度	R7年度	差 額
管理費	23,410	22,690	720
役員報酬	2,871	2,755	116
給料手当	5,257	4,928	329
退職給付費用	177	156	21
賞与引当金繰入	691	726	△ 35
福利厚生費	1,497	1,412	85
旅費交通費	350	350	0
消耗品費	70	70	0
食糧費	50	48	2
光熱水費	10,085	9,769	316
通信運搬費	137	151	△ 14
保険料	181	242	△ 61
委託費	1,500	1,500	0
使用料及び賃借料	109	148	△ 39
負担金、補助及び交付金	160	160	0
手数料	100	100	0
租税公課	75	75	0
雑費	100	100	0
減価償却費	0	0	0
経常費用計	1,462,658	1,507,461	△ 44,803
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
基本財産評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
前期損益修正益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
税引後当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	261,701	231,060	30,641
一般正味財産期末残高	261,701	231,060	30,641
Ⅱ 指定正味財産増減の部			0
①基本財産評価益	0	0	0
②基本財産評価損	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	972,049	1,011,865	△ 39,816
指定正味財産期末残高	972,049	1,011,865	△ 39,816
Ⅲ 正味財産期末残高	1,233,750	1,242,925	△ 9,175

収 支 予 算 書 内 訳 表
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引 消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小計			
I 一般正味財産増減の部							
1 経常増減の部							
(1) 経常収益							
基本財産運用益	4,648	0	0	0	2,966		7,614
基本財産等運用収益	4,648	0	0	0	2,966		7,614
特定資産運用収益	0	0	0	0	351		351
特定資産運用収益	0	0	0	0	351		351
事業収益	730,504	565,762	9,873	575,635	14,054		1,320,193
アーツカウンシル運営事業収入	1,000	0	0	0	0		1,000
グランシップ企画事業収益	79,600	0	0	0	0		79,600
受託事業収益	551,016	321,050	7,673	328,723	14,054		893,793
施設利用料収益	98,888	89,112	0	89,112	0		188,000
駐車場事業収益	0	45,000	0	45,000	0		45,000
サービス料収益	0	102,000	0	102,000	0		102,000
自動販売機等管理事業収益	0	8,600	0	8,600	0		8,600
友の会事業収益	0	0	2,200	2,200	0		2,200
受取補助金等	127,400	0	0	0	0		127,400
受取地方公共団体補助金	110,500	0	0	0	0		110,500
受取民間補助金	16,900	0	0	0	0		16,900
受取負担金	4,000	0	0	0	0		4,000
受取負担金	4,000	0	0	0	0		4,000
特別賛助会員会費	100	0	0	0	0		100
特別賛助会員会費	100	0	0	0	0		100
雑収益	0	3,000	0	3,000	0		3,000
雑収益	0	3,000	0	3,000	0		3,000
経常収益計	866,652	568,762	9,873	578,635	17,371		1,462,658
(2) 経常費用							
事業費	925,724	503,995	9,529	513,524	0		1,439,248
役員報酬	3,441	907	371	1,278	0		4,719
給料手当	156,361	37,452	2,641	40,093	0		196,454
退職給付費用	8,117	1,791	133	1,924	0		10,041
賞与引当金繰入	13,166	3,646	249	3,895	0		17,061
福利厚生費	29,636	7,594	591	8,185	0		37,821
諸謝金	15,858	171	0	171	0		16,029
旅費交通費	8,913	179	30	209	0		9,122
消耗品費	13,293	7,057	120	7,177	0		20,470
食糧費	1,593	21	10	31	0		1,624
印刷製本費	3,647	121	120	241	0		3,888
光熱水費	130,416	57,183	3,757	60,940	0		191,356
通信運搬費	5,396	875	625	1,500	0		6,896
修繕費	15,810	14,220	0	14,220	0		30,030
保険料	1,462	498	25	523	0		1,985
委託費	427,873	358,705	0	358,705	0		786,578
使用料及び賃借料	11,325	2,249	37	2,286	0		13,611
広告宣伝費	27,047	0	0	0	0		27,047
負担金、補助及び交付金	32,737	221	800	1,021	0		33,758
手数料	8,281	1,115	5	1,120	0		9,401
租税公課	9,896	8,770	5	8,775	0		18,671
雑費	102	0	10	10	0		112
減価償却費	1,354	1,220	0	1,220	0		2,574

科 目	公益目的事業会計	収益事業等会計			法人会計	内部取引 消去	合 計
	文化・芸術	収益事業	友の会	小計			
管理費					23,410		23,410
役員報酬					2,871		2,871
給料手当					5,257		5,257
退職給付費用					177		177
賞与引当金繰入					691		691
福利厚生費					1,497		1,497
旅費交通費					350		350
消耗品費					70		70
食糧費					50		50
光熱水費					10,085		10,085
通信運搬費					137		137
保険料					181		181
委託費					1,500		1,500
使用料及び賃借料					109		109
負担金、補助及び交付金					160		160
手数料					100		100
租税公課					75		75
雑費					100		100
減価償却費					0		0
経常費用計	925,724	503,995	9,529	513,524	23,410	0	1,462,658
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 59,072	64,767	344	65,111	△ 6,039		0
基本財産評価損益等	0	0	0	0	0		0
評価損益等計	0	0	0	0	0		0
当期経常増減額	△ 59,072	64,767	344	65,111	△ 6,039		0
2 経常外増減の部							
(1) 経常外収益							
前期損益修正益	0	0	0	0	0		0
経常外収益計	0	0	0	0	0		0
(2) 経常外費用							
経常外費用計	0	0	0	0	0		0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0		0
他会計振替額	28,379	△ 34,324	△ 95	△ 34,418	6,039		0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 30,693	30,443	249	30,693	0		0
法人税、住民税及び事業税							
税引後当期一般正味財産増減額	△ 30,693	30,443	249	30,693	0		0
一般正味財産期首残高	10,100	243,757	7,505	251,262	339		261,701
一般正味財産期末残高	△ 20,593	274,201	7,754	281,955	339		261,701
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0		0
①基本財産評価益	0	0	0	0	0		0
②基本財産評価損	0	0	0	0	0		0
③基本財産売却損	0	0	0	0	0		0
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0		0
指定正味財産期首残高	583,229	0	0	0	388,820		972,049
指定正味財産期末残高	583,229	0	0	0	388,820		972,049
III 正味財産期末残高	562,635	274,201	7,754	281,955	389,158		1,233,750